

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 1.
項目	<p>国で今年検討されている 2024 年度からの省令・報酬の改定について、重度化・高齢化の進展を理由に重度障害者の支援の合理化・効率化ならびに中軽度者の報酬単価の切り下げ・福祉からの追い出しを決して行わないよう、国に強く働きかけること。</p> <p>また、収支差率だけで儲けがあるかどうかを一律に判断し報酬単価を決定することのないよう、各事業所での利用者の障害程度や支援の必要性、生活の質と必要となる支援体制等と合わせて、きめ細かく分析して検討するよう求めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービス等報酬改定については、必要とするサービスをすべての方が利用できるとともに、利用者にとってわかりやすく恒久的で安定した制度が維持可能な報酬体系となるよう、今後とも、積極的に国に対して働きかけを行ってまいります。</p> <p>とりわけ、今後開催される障害福祉サービス等報酬改定検討チームの動向や議論内容に注視するとともに、あらゆる機会を通じて障がいのある方の生活と支援の実態を踏まえた報酬改定となるよう働きかけてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 2.
項目	<p>5月8日からの5類感染症への移行に伴い、従来の感染対策や仕組みが軒並み廃止・縮小されているが、ウイルスがなくなった訳でも感染力が低下した訳でもないことから、10月以降も感染が完全に収束するまでの間は、必要な対策や仕組みを継続すること。</p> <p>特に、障害福祉現場では密集した空間で、密な接触を伴う介護・支援が多く、障害特性上マスク着用できない人もおられることから、一気に感染拡大しやすいこと、また障害者が感染した場合、容体の急変により重篤化・死亡するケースがあったことをふまえ、今後引き続き「速やかなPCR検査」や、病院間での入院調整が困難な場合や、容体急変の場合に備えて、「保健所、府入院フォローアップセンターによる入院調整」を継続すること。</p> <p><u>各障害福祉現場では引き続き消毒、換気、マスク等の感染防護の継続、ならびに感染した障害者への支援に対しては危険手当、宿泊費等の保障が必要となるため、かかり増し経費への助成である「サービス継続支援事業」は感染完全収束までの間、継続するよう国に強く働きかけるとともに、市においても必要な福祉現場への支援策を継続実施すること。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>令和5年度におきましても、国の事業を活用して「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象に、事業継続に必要な人員確保のための経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	【障害者施策全般に関する要求項目】 2.
項目	<p><u>5月8日からの5類感染症への移行に伴い、従来の感染対策や仕組みが軒並み廃止・縮小されているが、ウイルスがなくなった訳でも感染力が低下した訳でもないことから、10月以降も感染が完全に収束するまでの間は、必要な対策や仕組みを継続すること。</u></p> <p><u>特に、障害福祉現場では密集した空間で、密な接触を伴う介護・支援が多く、障害特性上マスク着用できない人もおられることから、一気に感染拡大しやすいこと、また障害者が感染した場合、容体の急変により重篤化・死亡するケースがあったことをふまえ、今後</u> <u>も引き続き「速やかなPCR検査」や、病院間での入院調整が困難な場合や、容体急変の場合に備えて、「保健所、府入院フォローアップセンターによる入院調整」を継続すること。</u></p> <p>各障害福祉現場では引き続き消毒、換気、マスク等の感染防護の継続、ならびに感染した障害者への支援に対しては危険手当、宿泊費等の保障が必要となるため、かかり増し経費への助成である「サービス継続支援事業」は感染完全収束までの間、継続するよう国に強く働きかけるとともに、市においても必要な福祉現場への支援策を継続実施すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用の公費負担を終了しています。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、障がい者や高齢者の入所施設と通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的なPCR検査や、障がい者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の疫学調査に係る当該施設の入所者等に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として引き続き行っています。</p> <p>また、5類移行後の医療提供体制につきましては、「限られた医療機関による特別な対応」から「幅広い医療機関で患者が受診できる医療体制」に向けて段階的に移行しています。</p> <p>入院調整につきましては、原則医療機関間で調整を行うこととしておりますが、移行期間につきましては、医療機関で調整がつかない場合は、医療機関からの要請により行政で入院調整を支援しております。10月以降の入院調整支援については、「大阪府移行期入院フォローアップセンター」で一元化の上、引き続き支援してまいります。</p> <p>本市として、大阪府等と連携しながら、引き続き、感染抑制に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話 06-6647-0739</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	【介護に関する要求項目】 1.
項目	<p>新型コロナの感染拡大はまだ続いているため、感染者発生により通所先が閉所・通所制限を行った場合や単身障害者、同居家族が感染した場合、今後も支給決定時間の緊急の上乗せ等を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>在宅で生活する障がいのある方が新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合や、通所先事業所が閉所等を行った場合等、障がいのある方が自宅で過ごすことを余儀なくされる場合に必要とする支援について、居宅介護や重度訪問介護が十分に提供されるよう、令和3年度より補足的に時間数を加算する取扱いや、支給決定基準の見直しを行い、各区保健福祉センターへ取扱いの周知をしたところです。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の感染症分類は第5類に引き下げられましたが、この取扱いについては継続して実施することとしております。</p> <p>今後も、支援を必要とする方に対し、適切にサービスの支給決定が行えるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 2. ①
項目	<p>この間のコロナ禍では入院時の障害者への付き添いが拒否され、院内でご飯への錠剤ふりかけや骨折・窒息、トーキングエイドの取上げなど虐待とも言える不適切対応が相次いだことから、全病院に対して院内での重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポートの利用を勧奨するとともに、不適切な対応を決して行わないよう、府とも連携して障害の理解を進める啓発資料を作成・配布し、医療スタッフに対してコミュニケーションや介護方法についての研修も進めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がいのある方が病院へ入院する場合にも、必要とする支援が適切に受けられることは重要であり、一人ひとりの支援方法について医療機関と支援事業者が連携をはかるほか、必要に応じて重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポート事業を利用できるよう、関係局や大阪府と連携のうえ、病院の管理者に対し働きかけていくよう努めてまいります。</p> <p>なお、大阪府からの依頼により、医療法第 25 条第 1 項に基づく病院等への立入検査の機会を活用し、「特別なコミュニケーション支援が必要な障がい児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて（令和 4 年 11 月 9 日付厚生労働省事務連絡）」など、医療機関等における障がい児者への配慮について、改めて周知を行っております。</p>
担当	<p>健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679          福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【介護に関する要求項目】 2. ②
項目	入院時の重度訪問介護利用について少なくとも区分4以上を対象とするよう国に求めること。
<p>(回答)</p> <p>重度訪問介護については、平成30年度の報酬改定により、日常的に重度訪問介護を利用している障がい支援区分6の最重度の障がい者であって、医療機関に入院した方については、入院中の医療機関においても、その支援ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が入院先の医療機関にも拡大されました。</p> <p>しかしながら、障がい支援区分6に満たない障がい者であったとしても、障がい特性によっては、区分6の障がい者と同様に入院中の支援が必要となることは認識しているところであり、国に対して障がい支援区分6未満の方であっても、必要な支援を受けていただくことができるよう要望しているところです。</p> <p>なお、令和6年度には報酬改定が予定されており、国においても今後具体的に検討が進められていくものと思われますので、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 3. ①
項目	<p>就業支援事業について、雇用と福祉にまたがる制度であり使いにくく事務も煩雑となっているため、重度訪問介護など個別給付一本で利用できるよう国に見直しを求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本事業は、雇用施策との連携により実施することとされており、障がい者雇用助成金に係る業務を担う J E E D（高齢・障害・求職者支援機構）と、支援対象者の職場環境や通勤の有無、標準的な業務の内容や職場介助者の介助内容などを整理し、助成金の対象となる支援内容と対象とならない支援内容を区別する必要があります。</p> <p>今後については、利用者ご本人及び雇用主や支援を行う事業者等のご意見も踏まえながら、申請等にかかる事務の負担を軽減できるよう、雇用施策との役割分担の中で必要性が認められる就労中の介助については法定給付の対象とするなど、重度障がい者等の就労にかかる支援体制の整備を図るよう、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 3. ②
項目	<p>「働くためにお金を取られること」は考え方として問題があるため、市として改めて自己負担を求めないよう見直すとともに、制度利用を広げるため、障害者や企業・事業者等への周知・啓発を進めること。また、日によっては残業・出張など、一日の所定労働時間を超えて働くことも当然あるため、その際の介助時間数については柔軟に対応し不当に制限しないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本事業の利用者負担については、令和2年度の事業開始当初においては1割負担（生活保護受給者や非課税世帯を除く）としていましたが、令和3年度の要綱改正にあたり、ひと月あたりの負担上限額（3,000円）を設けることにより、支援時間の多い利用者の負担を軽減しました。今後については、国や他都市の動向を注視しながら、自己負担の取り扱いについて検討してまいります。</p> <p>また、支給量については、令和2年度の事業開始当初においては利用時間数の上限を設けていましたが、令和3年度の要綱改正のあたり、利用時間数の上限を撤廃しました。事前協議において作成した支援計画書に基づき、必要な時間数を支給決定しています。なお、支援計画書の作成にあたっては、残業等により所定労働時間を超えて就労することが想定される場合には、実態に基づいた計画の作成をお願いしております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245



番号	【介護に関する要求項目】 4. ①
項目	<p>大学入学時からすぐに修学支援を利用するには、入学直前の準備では介護事業所探し等の支援調整が間に合わないため、教育と福祉部局が連携して、早い段階から高校等では利用予定者を把握し制度利用できることを本人に周知し、相談支援事業所にもつなげるとともに、受験予定の大学側でも委員会設置など事前準備をしておくよう周知啓発していくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>大学修学支援事業については、これまで各区役所や事業所等に対して、随時制度周知を行ってきましたが、今後も本市ホームページをはじめ、各保健福祉センターや相談支援事業所、各支援学校等に、進路相談を行う時期等に周知を行うなど効果的な周知方法や内容を検討してまいります。</p> <p>あわせて、入学予定の大学とも事前に連携を取り、入学後の大学生活における支援計画の策定や委員会の設置等について、適切に実施いただき、障がいのある方が入学時からスムーズに利用いただけるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 4. ②
項目	<p>市では「単位取得に関わらないガイダンスや職場実習等は対象外であり重度訪問介護で対応」とされているが、国要綱と同様に「帰宅途中における余暇活動等」以外は幅広く対象とすること。</p> <p>また移動支援と要綱を分離し、少なくとも移動支援だけでなく重度訪問介護の指定事業所でも実施可能とするとともに、大学は遠くにあるため市独自でヘルパー交通費の支給も検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業につきましては、国の地域生活支援促進事業実施要綱において、支援内容として「大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。」とされております。一方、対象外となる支援としては「大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。」とされており、例えば就職ガイダンスや職場実習等のうち、大学等で行う授業の履修やゼミ及び研究等単位の取得に関わるものでないものは、対象外となります。</p> <p>次に本市における重度訪問介護利用者の大学修学支援事業につきましては、大阪市移動支援事業実施要綱において位置付けておりますが、支援の提供状況等、運用実態を踏まえ、必要な検討を行ってまいります。</p> <p>大学修学支援に係る支援の範囲や支援に要する経費に対する補助・報酬等につきましては、重度障がい者の方の大学修学支援の利用実態等を踏まえ、他都市とも連携しながら、国に対する要望等について検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 5. ①
項目	<p>国が労基法令に基づいて示した夜間支援Q&amp;Aで、「労働時間として取り扱わなければならない手待時間も報酬の対象とすべき」と通知され、市でも一定見直されたが、対象が人工呼吸器利用、頻回な喀痰吸引や体位変換が必要、行動関連項目17点以上等の者に限定されていることについて、支給決定状況を集約し、個々の支援実態に見合うよう対象を拡大すること。</p> <p>一方で、現行の重度訪問介護の国庫補助基準では、泊まり介護での手待時間が保障されていないため、国に対して「夜間介護における基準額」を新たに設けるよう、厳しく要求すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>居宅介護及び重度訪問介護の支給決定においては、利用者のサービス利用意向等を踏まえ、障がい特性や生活の状況等を勘案し、必要な時間数を支給決定しています。</p> <p>今後も夜間支援を含めた具体的な支援ニーズを詳細に確認し、必要な支援が提供されるよう、個々の状況を踏まえた支給決定に努めてまいります。</p> <p>国庫負担基準につきましては、利用者への必要な支援を可能とするため、必要な措置を講ずるよう引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 5. ②
項目	市の支給決定基準（マトリックス）が変更されたことを受けて、より一層、重度化・高齢化やヤングケアラー等の課題にも柔軟に対応していくとともに、積み残し課題となっている医療的ケアや行動障害、高次脳機能障害等での加算項目点数の見直し検討を進めること。
<p>(回答)</p> <p>重度訪問介護などの介護サービスについては、障がいの状況や必要とする支援の程度、介護者の状況等に応じた支給決定基準を定めておりますが、障がい特性や家族の状況等を総合的に勘案し、基準内での支給決定では時間が不足する場合は、基準を超過した支給量で適切に支給決定を行うよう努めております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 6. ①
項目	<p>介護保険併給時のトラブルが続いていることから、区介護保険・障害福祉担当、ケアマネジャー・相談支援、各事業者が「併給によってサービスの引き下がりや通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を十分理解しトラブルを未然に回避すること。市ホームページ上に関連資料を集約して介護保険・障害福祉双方の事業所が閲覧できる併給のページを設けるとともに、研修や集団指導を通じて両制度の違いとトラブル回避策を具体的に伝えていくこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、各区の担当者に対し「障がいのある方の介護保険サービス利用について」として、障がい福祉サービス利用者へ介護保険制度を案内する際の留意事項や障がい福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内等についての研修を実施し、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p> <p>昨年度、「福祉のあらまし」に併給にかかる説明を掲載したところでありますが、事業所への周知としましては、今年度、集団指導を通じて、作成した研修資料により周知を図ったところです。</p> <p>今後も引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p> <p>また、事業所等へは、作成した研修資料を用い、集団指導などを通じて、ケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を図ってまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理） 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導） 電話：06-6241-6310</p>

番号	【介護に関する要求項目】 6. ②
項目	<p>盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを避けるために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを全区に周知徹底すること。</p> <p>また国は「介護保険で不足する場合は障害福祉サービスも利用可能」と通知しながらも、国庫負担基準では、居宅介護の介護保険対象者の単位がゼロにされているなど、介護保険対象となった障害者の基準額が大きく引き下げられる問題について、国に見直しを強く求めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>本市においては、各区の担当者に対して研修実施により周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスを利用できるよう支給決定しております。</p> <p>介護保険のサービスを利用される場合の計画相談支援の利用については、国の事務処理要領において、介護保険の「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合」と示されているところです。心身の状況や支援を必要とする理由は多様であるため、計画相談支援の利用を希望される場合は、申請者の具体的な利用意向を確認のうえ、相談支援専門員による支援が必要と認められる場合には、適切に計画相談支援の支給決定が行われるよう、引き続き区役所担当者及び計画相談支援事業者等に周知してまいります。</p> <p>訪問系サービスについては、平成30年度の報酬改定で、介護保険対象者の国庫負担基準の見直し等が行われ、市町村の支給決定が国庫負担基準を超えた場合、超過負担分はすべて市町村の負担となっています。そうしたことから、国庫負担基準が設定されていない介護保険対象者にかかる居宅介護を含め、他のサービスと同様の国庫負担基準にするよう国に求めています。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【介護に関する要求項目】 7.
項目	<p>移動支援について次期報酬改定に向けて、国に対して個別給付化、通勤・通学等も完全に保障するよう強く要求すること。市として長年懸案となっている課題の内、単価・派遣時間数のアップや、片麻痺など全身性障害1級以外の身障者、触法ケースへの拡大について早急に改善を検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>移動支援は、障がいのある方が地域で生活するうえで必要な外出や余暇活動など、社会参加等を行ううえで重要な支援であると考えております。</p> <p>今後も安定的に事業を実施するため、本市としましては、ただちに単価の増額や対象者の拡大について対応することが困難な状況にありますが、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とすることと併せて、移動支援を必要とする方に支援が行きわたるよう、国に働きかけております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【介護に関する要求項目】 8. ①
項目	次期報酬改定に向けて、国に対して通訳・介助制度の個別給付化を求め、日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間の通介制度や、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。
<p>(回答)</p> <p>盲ろう者は、独力では日常の移動、コミュニケーション及び情報入手が極めて困難な状態で日々の生活を送っておられ、基本的権利の保障の観点から、常に密着した支援が必要であることから、大阪府とも連携しつつ、国に対する要望を引き続き行ってまいりたいと考えています。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081



番号	【介護に関する要求項目】 8. ②
項目	<p>通介制度利用者は60才以上が既に80%近くに達しているなど、急速に高齢化が進んでおり、つまずき・転倒も発生していることから、府に対して高齢化対応での二人派遣の実施を求めるとともに、少なくとも通介と同行援護や重度訪問介護の併用による二人介助を積極的に進めること。</p> <p>コミュニケーションの関係で盲ろう者の介助に入れる事業所が非常に少なく、介護保険事業者では長期に渡り入浴させてもらえなかった虐待事例も発生していることから、利用可能な事業所を増やしていくために、友の会とも連携して通訳介助ができなくとも簡単なコミュニケーションで居宅介護に入れる方法や適切なケアプラン作成について、事業所への啓発研修を実施すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>盲ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に行っていくためには、通訳・介助者及びその他支援等による場面を問わない切れ目のない支援が必要不可欠であると考えています。</p> <p>盲ろう者に対する通訳・介助者派遣については、大阪府をはじめとした10の自治体で共同実施しております。</p> <p>本市では、通訳・介助と同行援護や重度訪問介護の併用による二人介助については、区新任職員研修で周知するとともに、基幹相談支援センターや集団指導を行う際に事業所にも周知を行いました。</p> <p>今後とも周知を続けてまいりますとともに、引き続き、盲ろう者の状況をしっかり把握し、適切な支援が行えるよう、制度を所管している大阪府に対し要望してまいります。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業所等に対しましては、現在実施している手話出前講座の内容について、コミュニケーションの重要性等を加えて拡充のうえ、申込対象についても医療機関から障がい福祉サービス事業所等に拡大するなど、事業所が啓発研修として活用できるよう検討してまいりたいと考えております。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 1.
項目	<p>グループホームは「小規模な住まい」であり、クラスターの発生になりやすいことをふまえ、引き続き、感染拡大防止に向けて、検査キットや防護具の提供、<u>保健所での陽性者一覧によるバックアップの仕組みを継続すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、5類感染症への位置づけ変更後も施設の自律的な感染症への対応力のさらなる向上と幅広い医療機関による通常への移行していくための期間として、重症化リスクの高い障がい者や高齢者が入所する施設に対し、これまで行ってきた次の支援を継続しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用メール（陽性者一覧）、コールセンター等への施設からの報告による陽性者早期把握</li> <li>・陽性者（入所者1名以上）が発生した施設に対する電話等による疫学調査、「大阪市感染制御・業務継続支援チーム」の派遣</li> <li>・施設から保健所への緊急時用直通電話の設置</li> </ul> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ①
項目	<p>通過型グループホームの新類型は「訓練施設」となりやすく、グループホーム本来の「住まい」としてのあり方を損ねる恐れがあることや、本人の意に添わない入居時の通過型への誘導や無理な追い出しも生じる恐れがあることを国に対して強く訴え、新類型創設に厳しく反対すること。</p> <p>たとえ国が新類型を設けても、市としては不適切な支援で入居者を次々に放り出すようなホームを決して生み出さないよう、事業指定時にしっかりとチェック・規制できる明確な要件、仕組みを設けるとともに、指定後の不適切事案の発生に対しては必ず責任をもって対応し続けること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。</p> <p>引き続き、グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、適正な制度設計について国に対して要望していきます。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ②
項目	<p>グループホームからの退居支援では、外部の相談支援事業等も関わり、適切に支援できる仕組みや報酬の設定、ならびにサテライト型ホームの年限撤廃も併せて、国に強く求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「地域移行」とは、単に居住の場所が施設や病院等から地域に変わるということではなく、障がいのある方が個々の希望に基づき、自ら選択した「住まいの場」で希望する「暮らし」を実現するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることだと認識しております。</p> <p>グループホームでの地域生活を希望する方や一人暮らし等への移行を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援を受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、サテライト型の利用年限の撤廃や適正な報酬単価の設定を行うなど、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実、適正な制度設計について、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ③
項目	<p>グループホームでの個別ヘルパー利用が決して廃止・削減されることのないよう、21大都市や大阪府とも連携し、制度の恒久化ならびに十分な支給決定が行われるよう国に強く求めるとともに、万一、廃止・削減される場合は、生活を維持するために市で緊急に対策を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームにおける個人単位の居宅介護等の利用状況については、大阪市においては、令和5年7月の利用者数として、グループホーム利用者数3,752人に対して263人(7%)となっております(令和5年8月受付分大阪府国保連データに基づき、大阪市にて算定)。また、今後とも21大都市における実施状況等の把握に努めてまいります。</p> <p>グループホームにおける居宅介護等の利用については、国においても、これまで利用対象者の拡大や制度の適用期間の延長など拡充が図られてきたところですが、令和6年3月31日まで経過措置となっているグループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用は、重度の障がい者がグループホームに居住して地域で暮らすための大切な方策であることから、恒久的な制度とするよう国に対して要望しているところであり、今後とも引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 2. ④
項目	<p>グループホームの大規模化防止に向けて、国に対して「最大でも10人まで」とするよう基準の明確化と周知徹底を求めるとともに、日中支援型も含め8人以上の大規模化減算の更なる強化徹底を求め、最終的には本来の4～5人の小規模な住まいに戻していくよう要求すること。</p> <p>また「生活の質」の担保に向けて市が確実に指導できるよう、大規模化で特に手を抜かれやすい食事・入浴・外出等の支援について、人員・設備・運営基準での明確な基準設定を求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、必要な支援を受けながら希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。</p> <p>本市においては、設備基準210条の解釈通知において「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、グループホームの1住居の定員は原則として10名を超えないものとしております。</p> <p>グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、国の動向を注視するとともに、適正な制度設計について国に対して要望していきます。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 3. ①
項目	<p>コンサル会社等の関与により、営利目的でのグループホームの大規模化要望が急激に増えていることから、大規模化の防止と質の担保に向けて、事業指定時のチェックにおいて事業者のねらいや支援経験の度合いを確実に見抜き、営利目的での大規模化・支援の効率化を防ぎきる。またこの間、市が指定してしまった指定方針のすり抜け事例～「一つの会社が複数の法人に名前を変えた併設・合築」「日中活動や高齢グループホームとの併設・合築」「従たる事業所としての他市の大規模物件の指定」については、二度とスルーさせないようチェックを徹底し、後任担当者にも確実に引き継ぎ、必ず大規模化を防ぎ続けること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。</p> <p>本市においては、設備基準 210 条の解釈通知において「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、グループホームの 1 住居の定員は原則として 10 名を超えないものとしております。</p> <p>また、「住まいの場」であるグループホームと日中活動の場は分離することが望ましいことから、原則として同一敷地内・同一建物内に設置できないものとしております。</p> <p>事業所の指定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の要件を満たす適法な申請があれば指定することになりますが、より適切な事業所運営となるよう引き続き事前協議等において確認してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6520</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 3. ②
項目	<p>経験の乏しい事業所の参入急増により、この間、グループホームでの不適切な支援や虐待問題（食事、入浴、外出の制限、重度者の入居拒否、安易な追い出し等）が相次ぎ、地域も行政もふり回されていることから、全グループホーム事業者に対して、改めてホームの本来の役割とあるべき支援、不適切な支援事例と再発防止に関するガイドラインを作成し研修啓発を展開すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある方の地域生活を支える重要な社会資源であり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。</p> <p>グループホームでの生活を希望する方が、一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられ、安心・安全に地域で暮らしていくことができるよう、グループホームの職員の資質の向上を図ることは重要であると考えておりますので、グループホームが担う役割や障がい特性に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等の確保とともに、当該研修を積極的に活用し、職員の研修機会を確保するよう周知してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>



番号	【グループホーム等に関する要求項目】 3. ③
項目	市グループホーム整備費補助について昨年度から突然、区分5・6の障害者を受け入れるホームへの改造費補助に限定された問題について、入居者の重度化・高齢化への対応や精神科病院からの地域移行の促進に向けて、対象者の拡大、敷金・備品費補助等の復活を改めて検討すること。
<p>(回答)</p> <p>グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。</p> <p>平成30年度からは、整備補助の拡充（対象法人や対象住居の範囲拡大・スプリンクラー設備の設置に係る工事費補助等）を行い、大阪市障がい福祉計画等に基づき、新規設置の一層の促進に取り組んできた結果、当面の間は必要定員数を確保できる見込みと考えております。</p> <p>本市としましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームにおいて、医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにも、グループホームにおける改造工事費の補助が必要と考え、令和4年度より区分5・6の障がい者を新たに受け入れるグループホームを対象に補助を実施しているところです。</p> <p>今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 3. ④
項目	<p>サテライト型について、グループホームからの支援を継続する必要がある人に対して、今後も決して3年で打ち切るような対応はしないとともに、3年を超える利用で毎年、延長を市に申請しなければならない仕組みも手続きを簡素化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>グループホームにおけるサテライト型住居については、国において、地域において単身等で生活をしたいという明確な目的意識を持った障がいのある方の利用期間の長期化を回避する観点から、原則として3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、計画的な支援を行うものとされています。</p> <p>また、入居から3年を超える支給決定の更新申請があった場合は、市町村審査会の意見を聴いたうえで、引き続きサテライト型住居を利用することにより一般住宅等への移行が見込まれる場合等については支給決定の更新が可能とされており、必要に応じ各区において更新決定を行っております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 4. ①
項目	<p>グループホームの追い出し裁判では、マンション管理組合から「消防法令上、グループホームは厳しく規制すべき『施設』であり、住民に負担を及ぼし管理規約にも違反する」という理由で退居を求められている。今後そうした問題の発生を防ぐために、消防庁に対して障害者グループホームの生活実態を伝え、「福祉施設・住戸利用施設」ではなく「住まい」として明確に位置づけ直すことや、共同住宅にグループホームが1件でも入居すれば複合用途防火対象物（16項イ）に位置づけられ厳しく規制される問題について、法令の見直しを強く求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>要求項目の内容については、国（消防庁）にも伝わっていることと存じます。</p> <p>なお、障がい者グループホームは、現行の消防法令に基づく用途区分の判定上、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う施設」として消防法施行令別表第一中、(6)項ロ又はハ（社会福祉施設等）に位置付けられているものですが、福祉局への届出の有無や名称のみで判断することはなく、営業形態、サービス内容及びサービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断して用途を判定しております。</p>	
担当	消防局 予防部 予防課（予防） 電話：06-4393-6322

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 4. ②
項目	<p>入居者の重度化・高齢化に伴う障害支援区分の変更により、6項ハからロへの変更事例が増えており、6項ロに変わった場合、立入検査から2週間以内に必要な消防設備を設置できなければ直ちに「違反物件」として公表される問題について、「違反」公表されれば家主や近隣住民とのコンフリクトが発生する恐れがあり、区分による用途変更は悪質な違反事例でもないことから、違反公表対象からの除外や、公表まで十分な移行期間を設定するなど市での対応を見直すこと。</p> <p>また、そうした問題の発生を防ぐ観点からも、大阪市のスプリンクラー設置の免除特例については今後もそのまま継続すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>公表制度は、消防庁の方針に基づき、建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるように建物の消防法に関する違反情報を公表する制度として運用されています。</p> <p>大阪市においては、営業開始前に、施設関係者等と事前協議することで、特例基準の適用などにより消防法令に適合した状況で営業できるよう調整を図っており、公表に該当する違反とならないように進めているところです。</p> <p>なお、現在、運用しているスプリンクラー設備の特例基準を変更する予定はありません。</p>	
担当	消防局 予防部 予防課（違反是正） 電話：06-4393-6372

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 4, ③
項目	<p>今回の裁判を機に、グループホームに対する差別を発生・拡大させないよう、住宅関係機関・関連業者にグループホームについて正しい認識をもってもらうための啓発パンフを障害福祉で作成し（消防も協力要）、市マンション管理支援機構、住まい公社、市営住宅管理センター及びマンション管理会社、保証業者、宅建業者、地域住民等に対して、幅広く啓発活動を実施すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>大阪市内ではグループホームの設置が進んできていますが、グループホームに対する理解はまだまだ十分であるとは言えず、より一層の啓発活動が必要と考えています。</p> <p>そこで、グループホームの設置促進に向けた取組みの一環として、グループホームについての市民の理解促進を目的に、大阪市のホームページにおいて、「障がい者グループホームのことを知ってください」を掲載し啓発活動をしています。</p> <p>また、住宅入居に係る差別については、府市の住宅部局と連携してチラシを作成し関係先に配布する等周知に努めています。</p> <p>今後とも、グループホーム等に対する差別を発生・拡大させないよう、関係機関と連携し周知に努めてまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>

番号	【グループホーム等に関する要求項目】 4, ④
項目	<p>市営住宅の建替えに際しグループホームが新築物件から排除されることのないよう、引き続き「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。</p> <p>またグループホーム利用の促進に向け「隣接住戸2戸1化改修」等の方策を検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>行政財産の目的外使用であるグループホームにつきましては、公営住宅法上、再入居が保障されていませんが、本市としましては、目的外使用の取り扱いの見直しについて、今後も都市整備局と福祉局が連携して国に要望するとともに、市営住宅の建て替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な空き住戸との適合化を図ります。</p> <p>今後も引き続き、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングを実施するとともに、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、必要な施策等について検討してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>都市整備局 住宅部 建設課（建替改善） 電話：06-6208-9251</p> <p>都市整備局 住宅部 管理課（管理） 電話：06-6208-9272</p>

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 1.
項目	<p>重度化・高齢化に対応した地域移行支援の充実に向け、国に対して以下強く要望すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、重度障害者の地域移行支援がますます必要となることから、重度者の地域移行支援報酬を設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を可能とするよう強く求めること。</li> <li>・地域移行支援契約前の「前段階支援」の制度化、コーディネート機能の報酬化、体験加算 15 日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障、地域移行特別加算の拡充も併せて要求すること。</li> </ul>
<p>(回答)</p> <p>地域移行支援について、令和 3 年度報酬改定において、地域移行支援の取組を更に推進するための報酬の見直しが行われたところですが、前年度に地域移行の実績を有することが要件の 1 つとなっていることから算定できる事業所が限られています。また、障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊の利用日数についても引き続き 15 日が上限となっていますので、国に対し、交通費の報酬上の評価も含め、各事業所において適切な支援が提供できる報酬体系となるよう求めてまいります。</p> <p>本市では、施設に入所している方には、地域生活をイメージしづらく、地域生活に不安を抱いている方もおられることを踏まえ、令和 4 年度から、計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供し、地域移行の促進を図る「施設入所者地域生活移行促進事業」を実施したところです。</p> <p>地域移行の推進にあたっては、施設職員の理解、地域移行に向けたイメージづくり、不安の軽減に向けた情報提供など、地域移行支援の支給申請前段階からの取組が重要であると認識しておりますので、国に対して、地域移行コーディネーターやこれら前段階の支援について、制度として明確な位置付けを行うとともに、確実な財政措置を講じるよう引き続き働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要望項目】 2. ①
項目	<p>次期「市障がい者支援計画」において、地域移行を推進し長期入所状態を早期に解消していくことや、府「提言」に基づき「通過型・循環型」の導入を記すとともに、障がい福祉計画の数値目標も「施設からの地域移行10%以上、施設入所者削減5%以上」と設定すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があると考えています。</p> <p>大阪府自立支援協議会において示された「障がい者支援施設に求められる機能」についてはそれぞれ重要なものであると考えています。</p> <p>一方で、地域移行に向けては、障がい者支援施設と共同して取り組んでいくことが重要であると考えており、その中で、今後施設が果たす役割等についても併せて検討してまいりたいと考えています。</p> <p>また、地域移行について、直近の地域移行実績には入所時点から在宅復帰を目的としている人が多く含まれるため、地域移行の取組の成果が表れているものとは言えないと考えています。そのため、数値目標については、国の基本指針（令和4年度末時点の施設入所者数の6%）に基づいて設定しますが、施策の実施にあたっては、入所が長期になる傾向にある人に着目し、個々の状況などに応じたきめこまやかな支援を通じて、「地域生活」への意向を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、施設入所者数については、国の基本指針に基づき、令和4年度末時点の入所者数の5%の削減を成果目標として設定する予定です。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p>



番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ②
項目	<p>市「施設入所者地域生活移行促進事業」（体験外出）の活用を各施設に促すとともに、市での施設訪問活動を再開し、市と基幹センター等が連携して定期的に施設にアプローチし、希望者を掘り起こしながら体験につなげる仕組みを作ること。また入所者に対して外部の相談支援が計画相談に入り、セルフプランの解消、意思決定支援やピアサポートが関わる仕組みを作ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、施設入所者に関しては、平成 30 年度より地域移行の推進に向け、各障がい者支援施設との連携を深め「顔の見える関係」を構築できるよう、各区障がい者基幹相談支援センターとともに各障がい者支援施設を訪問する取組みを行ってきました。</p> <p>地域移行を進めるにあたっては、移行前の準備から移行後のフォローまでの各段階において多角的な支援が必要となることから、各関係機関が、それぞれの役割等を理解して連携できる仕組みづくりに取り組んでいます。</p> <p>令和 4 年度からは、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する施設入所者地域生活移行促進事業を実施していますので、今後も本市職員等の障がい者支援施設への訪問による地域移行対象者の調整や地域移行対象者に関する照会を行い、事業の周知・利用促進を図っていくとともに、引き続き、有識者等の意見を伺いながら、地域移行を推進するための有効な方策について検討を進めてまいります。</p> <p>また、施設入所者の計画相談支援の利用については、障がい者支援施設と連携して本人への情報提供に努め、本人の意向を踏まえつつ、その利用が促進されるよう働きかけます。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ③
項目	<p>障害児施設の地域移行では相談支援の関わりもなく不適切な対応が行われたり、措置停止されず地域移行支援や体験が利用できなかったケースも出ていることから、相談支援が早くから関わり、体験時には毎回措置停止することなど、府や児童部局・児施設と認識を共有しておくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に措置により入所している児童の成人としての生活への移行に際しては、入所施設・学校・こども相談センター等が連携し、早期から移行に向けた調整を進めています。移行にあたってグループホームの体験利用が必要な場合や、退所後に障がい福祉サービスの利用が見込まれる場合等には、サービスの利用申請等を区保健福祉センターと連携し行っています。</p> <p>一方で、措置児童の円滑な地域移行に際して短期入所やグループホームの体験利用が必要となる場合が多い現状を踏まえ、措置児童が必要に応じてサービス利用できるような仕組みを設けるなどの支援策を講じるよう国へ要望しているところであるため、引き続き要望を行ってまいります。</p> <p>今後も関係機関と連携を密に行い、入所児童の円滑な地域移行に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8076

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 2. ④
項目	<p>地域移行の受け皿の育成・バックアップに向けて、重度・行動障害のグループホーム等での支援状況を把握し、受入れのためのスキルアップ研修やスーパーバイザー派遣を強化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域移行を進めるうえで、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であり、強度行動障がいのある方など重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しております。</p> <p>とりわけ、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところです。</p> <p>また、グループホームの職員の資質の向上を図ることは重要であり、グループホームが担う役割や障がい特性に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等の確保とともに、当該研修を積極的に活用し、職員の研修機会を確保するよう周知してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ①
項目	<p>コロナ禍で停滞している「地域生活移行推進事業」や「被保護精神障がい者等地域移行推進事業」が滞りなく進むよう、精神科病院や関係課・関係機関が連携しながら推進していくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>精神科病院の長期入院者については、平成 30 年度から地域生活移行推進事業（委託事業）を実施し、入院者本人との面接や外出への同行を行うことで信頼関係を築き、実際の地域生活を見学・体験することで入院生活以外の生活がイメージできるよう、本人に寄り添った支援を行っています。令和 2 年度からは被保護精神障がい者等地域移行支援事業を実施し、地域移行支援員による個別支援を行っています。</p> <p>精神科病院へ地域生活移行推進事業に関するアンケートを実施し、その結果をもとに訪問にて病院職員に対し事業説明を行っています。また、大阪府の地域移行担当者とともに病院職員と連絡会を開催して事業利用に関する意見交換を行う等、事業の周知・新規利用促進に努めています。今後もこういった取り組みを通して、精神科病院をはじめとする関係機関と連携しながら事業を推進していきます。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 ころの健康センター 電話：06-6922-8520</p> <p>福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8022</p>

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ②
項目	<p>今年も東京都・滝山病院での虐待事件が発覚し、来年度から通報制度が規定されたことを受け、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、躊躇なく予告期間なしに実地指導するとともに、府や堺市と連携して虐待防止・早期発見・再発防止のためのシステムを作ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>精神保健福祉法の改正では、新たに、虐待を受けたと思われる患者を発見した者からの都道府県等への通報制度等が規定されており、今後、法施行に向けて、関係者への周知、啓発に努めるとともに、通報制度の具体的な運用方法を整備するなど、必要な準備を進めてまいります。</p> <p>これまで精神科入院医療については、措置入院のような本人の意思に基づかない入院形態や、精神保健指定医の指示により拘束、隔離等を行うことがあるため、これらが不適正に運用されないよう、大阪市内の精神科病床を有する病院に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定を遵守しているかをチェックするとともに、病院立入検査（医療監視）と連携を図りながら、入院患者の適正な医療の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>また、大阪府、堺市と共同で精神科医療機関療養環境検討協議会を設置し、病院関係者やNPO法人、独自に活動している当事者団体等から、精神科入院患者の療養環境や社会的入院患者に関する情報等を収集し、人権に配慮した医療体制や退院促進の実践情報等について検証を行い、その実践例を取りまとめたものを各医療機関に対して発信しているところです。さらに、必要に応じて本協議会委員が医療機関の視察を行うなど、入院患者の療養環境の維持・向上、社会的入院解消の促進と、より人権に配慮した医療体制の構築を図っております。</p> <p>今後も、大阪府や関係機関等と十分に連携を図りながら、引き続き入院患者の人権擁護に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ③
項目	<p>入院者訪問支援事業について来年度から実施し、予定委託団体との話し合いを進め、専門職を配置して生活相談や権利擁護に取り組んでいけるよう、十分な予算を確保すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>入院者訪問支援事業は令和6年度から大阪府、堺市と共同実施の予定で、委託予定機関との協議を進めているところです。</p> <p>法の趣旨を踏まえて事業を実施できるよう、引き続き、大阪府、堺市と連携しながら協議を行っていきます。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 3. ④
項目	<p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に向けて、各区で居住支援協議会を開催し、宅建業者・家主と支援機関の関係づくりを積極的に進めること。また精神障害者が病気やケガをした時に拒否されず迅速かつ確実に医療が受けられるよう、一般病院に対し啓発すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」では、その構成要素の一つとして「住まいの確保と居住支援」があげられています。</p> <p>本市は、法に基づく居住支援協議会として大阪府や不動産関連団体等と連携して設立した「Osaka あんしん住まい推進協議会（平成 27 年 3 月設立）」に参画し、障がい者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（法に基づく「セーフティネット住宅」及び大阪府要綱に基づく「あんしん賃貸住宅」）の登録及び制度の周知、情報提供を進めています。</p> <p>今後も、宅建業者・家主へ居住支援協議会から働きかけを行うなど、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進に取り組むとともに、地域における居住支援を推進するため、支援機関と相互連携を図るよう働きかけに取り組んでまいります。</p> <p>また、身体科疾患を併発する精神障がいのある人の受診については、平成 27 年 8 月から運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、救急医療体制の充実を図っています。できる限り身近なところで医療を受けることができるよう、一般病院との連携をより一層進めていきます。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520</p> <p>都市整備局 企画部 安心居住課 電話：06-6208-9222</p>

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 4. ①
項目	<p>次期報酬改定に向け相談支援の実態に見合った基本報酬の増額や相談員一人事業所を複数体制にする加算、重度・困難事例の対応加算を国に求めるとともに、市独自でも加算を検討すること。</p> <p>市の相談支援基盤の拡充に向け、特に一人事業所の支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬の算定や、困難ケース等では毎月モニタリングも可能であること等、パッケージとしてわかりやすくまとめ、各区・事業所等に周知・サポートすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>計画相談支援について、令和3年度の報酬改定において、基本報酬の見直しや、相談支援の展開において多くの時間を要する業務についての加算の創設等が行われたところです。</p> <p>しかしながら、本市においては、相談支援専門員1名配置の事業所が全体の半数を占め、機能強化型基本報酬の算定が難しいことなどから、相談支援単独での事業所運営が厳しい状況にあることや、計画相談の提供体制が大幅に不足している状態が継続していることから、国に対しても、各事業所が安定的に運営できる報酬体系とするよう引き続き要望してまいります。</p> <p>また、相談支援体制の充実に向けて、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として複数事業者の協働による登録を可能とし、機能強化型報酬が算定できるよう検討を進めます。</p> <p>モニタリング頻度の決定に当たっては、個別状況を踏まえた適切なものとなるよう、引き続き各区保健福祉センター、計画相談支援事業所等に周知してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999



番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 4. ②
項目	<p>府と連携して相談支援専門員の養成研修法人を増やすこと。またセルフプラン利用者に対して、特にライフステージが変わる 18 才、65 才前に相談支援の利用を勧奨する仕組みを作ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>計画相談支援の提供体制について、希望される方が円滑に計画相談支援を利用できる体制とするためには、相談支援専門員の資格を有する質の高い人材の確保が必須であると考えており、相談支援従事者研修を実施している大阪府に対して研修の質的・量的な充実を働きかけます。また、各区保健福祉センターや各区地域自立支援協議会、障がい者基幹相談支援センター、主任相談支援専門員と連携しながら、研修におけるインターバル課題実習の受け入れにより、地域における人材の育成にも努めてまいります。</p> <p>セルフプランによりサービスを利用している方々について、状況の分析を元に課題を明らかにし、有識者等の意見を伺いながら、効果的な取組を推進するための有効な方策を検討するとともに、ライフステージが大きく変化する場面では、障がい福祉サービス等の利用についても変化が想定されることから、利用者に不安や無用の混乱が生じないよう、指定相談支援の利用も含め、適切な情報提供について検討します。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 4. ③
項目	<p>相談支援専門員には各障害特性をふまえた支援等の多様なスキルが求められるため、また困り込み等の不適切事例も見られるため、様々な障害特性・支援の研修を更に強化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者が年々増加し、対象者の課題も複雑・多様化している傾向にあり、地域の相談支援事業所の果たす役割は大きいものと認識しております。</p> <p>このため、本市では、大阪市障がい者相談支援研修センターや大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、相談支援専門員の資質向上を目的とする様々な研修を実施しているところです。</p> <p>また、各区の地域自立支援協議会や障がい者基幹相談支援センターでは、各地域の実情に応じた研修会等の開催や、大阪府の相談支援従事者研修の課題実習の受け入れ等を通じて地域の相談支援事業者の人材育成に努めているところです。</p> <p>相談支援の質の向上を図るためには、継続的な相談支援専門員への研修が重要であると考えておりますので、テーマや研修方法の検討を行うなど、研修会等がより充実したものとなるよう、引き続き努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ①
項目	<p>8050 世帯での親の死亡・入所・入院による緊急ケースが増えているが、区・事業所の連携対応に認識のズレが生じていることから、市が 2020 年から設けた緊急時支援事業、緊急一時保護事業、特例介護給付等の仕組みの活用により直ちに対応可能であることを、改めて全区・相談支援・介護事業所等にわかりやすく周知・啓発し直し、即時に連携対応できるよう改善すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、8050 問題など、緊急の対応を要する事案の顕在化に伴い、令和元年度から「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を、令和 2 年度から「障がい者緊急一時保護事業」を実施しているところです。</p> <p>区役所が閉庁している時間帯や特例介護給付等の法定給付の利用を検討するも対応ができない場合等において、緊急時の受入れ・対応が可能となっておりますので、各区役所や関係機関等に分かりやすい周知を行い、連携強化に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 5. ②
項目	<p>「つながる場」について、障害ケースではなかなか開催されず適切に連携できない状態が続いていることから、この間の不開催事例を集約・分析し、来年度からの障害ケース会議の法定化に向けて、今年度早い段階で区・基幹センターに要綱・運用の改定内容を周知するとともに、適切な対応例を含めた研修資料を作成し、全区での確に対応できるようスキルアップを強化すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障害者総合支援法に基づき、地域自立支援協議会については、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。</p> <p>また、令和6年4月1日付け法改正により、適切な支援に関する情報や個別事例の情報共有並びに参加者への守秘義務が規定されるため、各区地域自立支援協議会において、個別事例の検討や地域課題の検討が円滑に実施されるよう、適切な時期に改正内容の周知に努めてまいります。</p> <p>「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが調整役となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するほか、適切な相談支援機関や区担当職員につなぐための調整を行うなど、個々の事案の状況に応じて対応しています。「総合的な支援調整の場（つながる場）」は、支援を要する方の同意を得た上で、もしくは別途、法で定めのある会議体を活用すること等により開催しており、区が定める事業実施要綱の改定に向けては、各区において円滑に、新たな法定会議を活用して「つながる場」を開催することができるよう、福祉局において連携して対応していくとともに、引き続き、事業担当者間での各区の好事例の共有や研修の実施など担当者のスキルアップに努めてまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999</p> <p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951</p>

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 6.
項目	<p>防災対策について近年の猛烈な風水害や地震に備え、要支援者が直ちに上階に垂直避難できるよう、学校校舎の他、ホテル、公的施設、物販店等の避難所を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、要支援者が実際に利用できるか現地検証し必要な設備・備品を整備すること。</p> <p>個別避難計画の作成のが努力義務化を受けて、全区に福祉専門職と連携した計画作成を強く勧奨するとともに、福祉避難所への直接避難や要支援者名簿の中軽度者への拡大も検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、過去の教訓を踏まえ、避難所となる各学校において、エレベーターを含めた鍵を複製し、エレベーターを利用した上階への移動ができるように取り組むなど、要配慮者の避難支援に関する取り組みを進めております。</p> <p>また、現在、各区において災害時避難所として指定している施設での使用範囲の拡大や、市有施設をはじめとする新たな施設の確保に努めているとともに、市内所在の宿泊施設の活用についても検討しております。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては、災害対策基本法に基づき大阪市地域防災計画において作成基準が定められております。また、個別避難計画の作成につきましては、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれの地域の事情に応じて、避難行動要支援者名簿から優先度の高い対象者を抽出し、各関係機関と連携しながら計画の作成を進めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389

番号	【地域移行・地域生活に関する要求項目】 7.
項目	<p>就労支援B型の平均工賃月額体系による減算問題について、国は一律評価報酬体系を導入したものの殆ど利用されず何ら問題解決していないことから、また新たに一般就労中の就労系サービス利用も始まることから、これを機に少日数・短時間利用者を平均工賃月額体系の算定カウントから除外することや、利用日数・利用時間数に基づく算定に変更するよう国に強く求めるとともに、一律報酬体系の抜本的な見直しも積極的に働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>就労継続支援B型につきましては、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、多様な就労支援ニーズに対応するため、これまでの「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が新たに設けられました。また、この報酬体系については事業所ごとに選択することとされています。</p> <p>平均工賃月額は、前年度に支払った工賃総額を前年度における各月の工賃支払対象者の総数で除することで算定されることから、障がい特性等に起因するやむを得ない理由により、利用日数や利用時間数が他の利用者よりも少なくなる「少日数・短時間利用者」が多い事業所の場合は月額工賃が低くなり、報酬単価も低くなってしまうことが課題とされていましたが、現在、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定に向けた検討が行われており、障がい特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる事業所については、平均利用者数を踏まえた新しい算定式を導入することが検討されています。</p> <p>また、一律評価報酬体系の報酬単価も十分な単価設定であるとは言えず、実態に即した適正な報酬単価の設定が必要であると考えます。</p> <p>本市としましては、次期報酬改定に向けた国の動向を注視しつつ、少日数・短時間しか利用できない障がい者が、利用を敬遠されないようにサービス提供の確保ができるよう、また事業者及び利用者の利用日数や利用時間数が適切に評価されるような報酬単価の設定がなされるよう、国に対し引続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【権利の実現に関する要求項目】 1. ①
項目	<p>改正法施行による事業者の合理的配慮の義務化を受け、差別事例が複数発生している業種に対して引き続き、「どんな場面で、どんな差別が発生しやすく、どう合理的配慮を提供すべきか」を具体的に示す媒体を作成し、より一層啓発を進めること。金融機関での自署強要や保育所・幼稚園での受入れ拒否等に関しては、チラシ等を作成し啓発を進めたが引き続き啓発を行うとともに、他の分野・業種での新しい案件に対しても媒体を作成して啓発を進めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法律上義務化されることから、周知・啓発の取組は重要であると考えています。</p> <p>事業者への周知・啓発等については、相談のあった差別事案を障がい者差別解消支援地域協議部会で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、より効果的な取組となるように進めているところです。</p> <p>今年度は、特に教育・保育分野の職員向けの啓発資料を担当部局とも連携しながら作成し、周知・啓発を行いました。</p> <p>今後とも、特定の事業分野に対する重点的な取組を含め、事業者への周知・啓発等に取り組んでいきます。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 1. ②
項目	<p>養護者虐待について各区で認定されなかったケースを分析し、区で対応のばらつきが出ないよう養護者の定義を明確にするとともに、「特徴的な事例と対応のあり方」に関する通知を発出し、研修の強化によりスキルアップを図ること。たとえ虐待認定できない段階であっても区は手を離すことなく問題解消まで関与し続け、必要に応じて市区の虐待対応－障害福祉担当が連携して対応するとともに、各障害特性に対応可能な分離保護の場を更に増やすこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>障がい者虐待への対応につきましては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき対応することとなっておりますが、同法による養護者の定義については、「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう」に留まるため、各個別事案によって検討せざるを得ないものと考えます。同法の趣旨・目的は、障がい者の権利利益の擁護に資することであることから、障がい者虐待対応については養護者・被養護者の関係だけに目を向けるのではなく、障がい者の権利が侵害されているかという点にも着目し対応するよう、研修時だけではなく、各区保健福祉センターへの訪問等を通じて、周知してまいります。</p> <p>なお、研修につきましては、各区保健福祉センター及び各区障がい者基幹相談支援センターの障がい者虐待対応担当者同士が、より多くの事例検討を行える場を設けられるよう、研修方法等について工夫してまいります。</p> <p>次に、障がい者虐待の認定等につきましては、障がい者支援の観点から支援の必要性や見直しが必要な事案については、障がい者虐待の事実の有無に関わらず、各関係機関と連携しながら、適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>最後に、虐待を受けた障がい者の保護・分離につきましては、各区において、施設入所等の対応を行うこととなっておりますが、保護先が見つからない場合等の緊急的な状況に対応するため、本市では、一時保護による受け入れ先を確保しています。緊急時に対応できるよう、引き続き受け入れ先の確保に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974



番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ①
項目	<p>民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題、適切な合理的配慮の例」を具体的に示す媒体を作成し、更なる啓発・研修を進めること。また障害者の入居で不安や困りごとがあれば、障害福祉や相談支援に相談するよう伝えるなど、差別の未然防止に向けた取り組みを推進すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>正当な理由なく、障がいを理由に入居を拒否することは、不当な差別的取扱いであり、このような差別が起こらないよう、関係機関が連携して取り組むことは重要であると考えます。</p> <p>本市では、府市の住宅部局と連携して住宅入居に係る差別解消チラシを作成し、関係先に配布する等啓発に努めています。また、チラシには心配ごとや困りごとがあった際の相談先についても記載しており、差別の未然防止に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、府の障がい者差別解消担当や府市の住宅部局と連携し、家主・管理会社等に届くような啓発に取り組んでいきます。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ②
項目	<p>入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから、障害者の地域生活やグループホームの暮らしの様子、入居支援制度を紹介する媒体を作成し、家主や関係業者の不安や懸念を払拭していくこと。また家主、宅建業者と相談支援の「顔の見える関係」を作り、<u>セーフティネット住宅、住宅確保要配慮者専用住宅（障がい者）を増やしていくために、各区で居住支援協議会を設置・開催していくこと。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>本市は、法に基づく居住支援協議会として大阪府や不動産関連団体等と連携して設立した「Osaka あんしん住まい推進協議会（平成 27 年 3 月設立）」に参画し、障がい者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（法に基づく「セーフティネット住宅」及び大阪府要綱に基づく「あんしん賃貸住宅」）の登録及び制度の周知、情報提供を進めています。今後も、家主や管理会社等へ居住支援協議会から働きかけを行うなど、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進に取り組むとともに、地域における居住支援を推進するため、相談や居住支援に携わる区役所窓口担当者等及び居住支援法人が相互連携を図るよう働きかけに取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>都市整備局 企画部 安心居住課 電話：06-6208-9222  都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9297</p>

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ②
項目	<p>入居差別の背景にはまだまだ障がい者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多いことから、障害者の地域生活やグループホームの暮らしの様子、入居支援制度を紹介する媒体を作成し、家主や関係業者の不安や懸念を払拭していくこと。また家主、宅建業者と相談支援の「顔の見える関係」を作り、セーフティネット住宅、住宅確保要配慮者専用住宅（障がい者）を増やしていくために、各区で居住支援協議会を設置・開催していくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>正当な理由もなく、障がいを理由に入居を拒否することは、不当な差別的取扱いであると考えます。しかしながら、実際には、障がいを理由としていないものの、結果的に障がいのある人が入居を断られるケースもあると認識しています。</p> <p>こうしたことは、障がいや障がいのある人に対する理解不足が要因の1つであると考えられますので、効果的な周知・啓発について検討していきます。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ③
項目	<p><u>市営住宅において、平野区で自治会活動を巡り障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、その後も各住宅でトラブルが後を絶たないことから、今年12月に啓発チラシを全住戸に配布することとなったが、引き続き住宅管理センターや住民に対して障害の理解のための啓発を行い、差別を未然に防止するとともに、住民の高齢化により自治会活動が困難となっている背景があることから、自治会活動を業者に外注できるよう市で補助することも検討すること。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>障がいのある人への差別事案をなくすためには、市民ひとりひとりに障がいについての理解を深めていただくことが大変重要です。</p> <p>今年度においては、福祉局と都市整備局で連携して啓発チラシを作成し、12月号の住宅だよりに挟み込み、市営住宅全戸に配布します。</p> <p>引き続き、効果的な周知・啓発の方法について検討していきます。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>都市整備局 住宅部 管理課（管理） 電話：06-6208-9261</p>

番号	【権利の実現に関する要求項目】 2. ③
項目	<p>市営住宅において、平野区で自治会活動を巡り障害者が自死に追い込まれる事件が発生し、その後も各住宅でトラブルが後を絶たないことから、今年12月に啓発チラシを全住戸に配布することとなったが、引き続き住宅管理センターや住民に対して障害の理解のための啓発を行い、差別を未然に防止するとともに、<u>住民の高齢化により自治会活動が困難となっている背景があることから、自治会活動を業者に外注できるように市で補助することも検討すること。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>共益活動・共益費につきましては、エレベーターや廊下等住宅の共用部分について共同使用し維持管理していくために必要な活動・費用であることから、その便益を享受されている入居者の皆様に負担いただくべきものと考えており、経済的負担を抑制するためにも、入居者の皆様に組織する自治会等で清掃や除草等並びに電気代等共益費の集金・支払いといった共益活動を行っていただいております。</p> <p>その一方で、高齢化の影響等を受け、共益費の集金に困っておられることや、清掃等の共益活動が困難になっているといった事態が起こっていることも把握しているところです。</p> <p>こうした現状を踏まえ、本市としても自治会の活力低下への対応は喫緊の課題と認識し、入居者募集において新婚・子育て世帯を対象とした優先枠を設け、その拡大を図るなど、若年層の入居を促進し、地域コミュニティの活性化にも取り組んでいるところです。</p> <p>また、指定管理者となった大阪市住宅供給公社からは、自治会の共益活動に対する支援について提案があり、原則有償ですが、共用部分の清掃、電球交換、共益費の集金などの共益活動を代行してくれる事業者等を自治会等に紹介する取組みをすでに開始しています。</p> <p>自治会運営の担い手不足という問題につきましては、大阪市だけでなく全国的なものであると認識しておりますが、他の多くの自治体につきましても、共益費の徴収や共益活動の代行を行っていないのが現状であり、代行を行っている自治体においても、対象は事務手数料等の追加負担について合意した団地の自治会のみであり、また、徴収する共益費や代行する業務の範囲は共益活動の一部に留まると聞いております。</p> <p>今後も市営住宅の共益活動支援については、他の自治体と情報交換を行うなど検討を深めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	都市整備局 住宅部 管理課 (管理) 電話：06-6208-9261

番号	【権利の実現に関する要望項目】 3.
項目	<p>一時金支給法の来年4月の請求期限まで残り7カ月しかないにも関わらず、府内被害者1,249人中、認定件数はまだたったの27件（2％）に過ぎない。6月に公表された衆参両院の調査報告書では「本人をだまして手術を受けさせた」「旧法でも禁じられていた子宮摘出等も実施」等のひどい実態も報告されており、市としてもその一端を担った責任を重く受け止め、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こし救済につなげるために、あらゆる手立てを講じること。</p> <p>昨年度、市では全ての障害児者施設、児童施設、医療機関へのアンケート調査を実施し、府でも初めて全ての高齢者施設等に対する調査を実施した。それらにより新たに一時金の問合せ・申請につながった被害者が何人かおられたことから、大阪府とも連携しつつ、今年度も障害児・者施設や医療機関、高齢者施設に対して「周知と併せた調査」を幅広く実施すること。</p> <p>広報活動については府に働きかけて、新聞・ラジオ・テレビCM、全交通機関でのポスター掲示、障害者への個別通知時のチラシ挟み込み等、全ゆる手段を通じて大々的に展開すること。</p> <p>国に対しても施設や医療機関への再調査の実施を強く求めるとともに、一時金法の請求期限の撤廃や補償金額の大幅増額、自治体への調査権限の付与等、抜本的な見直し改定を強く求めること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>旧優生保護法につきましては、優生思想に基づく極めて重大な人権侵害事案であると認識しているところであります。</p> <p>本市におきましては、啓発活動としてリーフレット等による周知を行っております。平成30年度には国実施による個人記録の保有状況調査を行い、令和4年度については、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、改めて啓発ビラの配布を行い、加えて本市が独自で作成したアンケート調査を実施しました。</p> <p>今年度におきましても、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、啓発ビラの配布を行ったところです。</p> <p>今後については、一時金の請求期限まで残りわずかな時間という切迫した状況にあることを踏まえ、一人でも多くの被害者が救われるよう、引き続き大阪府とも連携しながらできる限りの周知等の実施に努めてまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0696</p> <p>健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-8048</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	【権利の実現に関する要求項目】 4.
項目	<p>昨年度の国の「生活保護基準の見直し検討」では、級地区分6ランクを3ランクに大括りすることや基準額の引き下げが考えられていたが、全国的な反発も受けて最終的には「2024年度までは現行基準を維持し、その後の経済情勢をふまえて2025年度以降の受給額を判断する」と回避された。</p> <p>これはコロナ禍前の2019年の消費実態を基に審議され、昨今の物価高騰を顧みない乱暴な見直しであり、一旦見送られたものの来年には問題が再燃する恐れがあるため、引き続き他の自治体とも連携して、決して級地区分や基準額を引き下げないよう国に強く働きかけること。また保護の停廃止や障害者加算、介護加算、住宅扶助の見直し等、更なる締め付けがされないよう働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課（保護） 電話：06-6208-8012

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ①
項目	<p>各区で開催されるワークショップの委員選出においては、本庁の推進協議会委員の所属団体に限定することなく、関係各区の自立支援協議会を参加させること。また、車いす利用者や視覚・聴覚・精神・知的障害者等の多様な当事者を参画させること。なお、新大阪、天王寺、梅田、難波、京橋などのターミナルについては地区住民に限らず広域的観点で検討できるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市交通バリアフリー基本構想の変更に係る各地区の当事者意見聴取にあたっては、自立支援協議会を組織する障がい（当事者）団体、障がい者相談支援事業者等、当該区の関連団体に相談しながらメンバー選定を行っています。また、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、多様な当事者（支援者を含む）の方に参画いただけるよう進めています。</p> <p>なお、基本構想策定地区の中には、当該地区内に居住する方を含め、多くの方が利用されるターミナル駅を含む地区もあることから、そういった地区については、広域利用の観点でのご意見がいただけるよう、メンバー選定を行っています。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823



番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ②
項目	<p>検討にあたっては、現構想の形式的な時点修正に留まることなく、15年間の街の変化を踏まえた生活関連施設及び経路やエリアの追加検討、各地区の課題の把握と解決策の検討を丁寧に行うこと。また、まち歩きには、なるべく多様な障害者が参加できるよう配慮すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活関連施設については、現行基本構想における「主要施設」に加えて、各地区の土地利用状況の変化を踏まえ、全地区共通の考え方で追加候補施設を抽出したうえで、各地区の実情を踏まえて設定を行います。生活関連経路は、駅から生活関連施設の入口までの経路、生活関連施設が面的・線的に広がる地区における施設間の回遊性を考慮した経路、重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路の他、鉄道駅乗り換え経路の設定を基本的な考え方として、各地区の実情に応じた設定を行います。</p> <p>これらの検討に係る当事者等意見聴取については、まち歩きによる現地確認の実施を含め、当事者等に対する意見聴取経過を明確にできるワークショップ形式などの手法により、当事者の意見を踏まえて、地区の実態に応じて進めています。また、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、多様な当事者（支援者を含む）の方に参画いただけるよう進めています。</p> <p>なお、重点整備地区の追加については、今後継続的に検討を行います。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ③
項目	歩道と車道の段差の問題について、視覚障害者、車いす利用者の双方にとって安全な兵庫県方式の導入等、基本構想推進協議会において解決策を検討すること。
	<p>(回答)</p> <p>今後、基本構想推進協議会において双方の意見を伺い議論が進められるよう、検討してまいります。</p>
担当	建設局 道路河川部 道路課 (交通安全施策) 電話 : 06-6615-7699

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 1. ④
項目	市推進協議会及び各区の検討組織を今回の見直し作業以降も常設し、5年に1回の基本構想の見直し作業、中間総括、大規模開発等への当事者意見の反映が円滑にできる体制を確保すること。
<p>(回答)</p> <p>行政、施設設置管理者等、及び市民の連携、協力によるバリアフリー化の推進、また、基本構想の継続的な改善を実施する中心的な組織として大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会を継続して設置します。今回の基本構想の変更にあたり、各地区の当事者等の意見聴取については、まち歩きによる現地確認の実施を含め、意見聴取経過を明確にできるワークショップ形式などの手法により、地区の実態に応じて進めています。また、バリアフリー法の改正により、おおむね5年ごとに特定事業等の実施状況にかかる調査、分析及び評価を行い、必要に応じて変更することが必要となったことから、次回以降の基本構想の変更時においても、各地区において意見聴取の場を設けるなど当事者等の意見が反映できるよう進めてまいります。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ①
項目	<p>改定後のユニバーサルデザインガイドラインが具体化されるように、各パビリオン、催事・展示等施設の整備にあたっては、当事者意見の反映を図ること。移動モビリティ、サイン表示、情報のユニバーサル化、サービス提供のあり方、共に体験できるコンテンツ作り、スタッフ研修等、今後の課題についても、当事者参画を基本として、アクセシブルでインクルーシブな万博の実現を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>2022年3月に改訂された「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」は、参加国、国際機関、および企業等が整備する施設（パビリオン等）を対象とし、参加者へ周知されている。参加者は、設計から工事完了までの各段階において、ユニバーサルデザインに関する書類を開催者である2025年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）に提出し、博覧会協会がチェックし、承認することとなる。</p> <p>博覧会協会が設置する施設については、ガイドラインを踏まえ、様々な障がい当事者や学識経験者などに、ワークショップへ参加いただきながら、実施設計を行っており、順次、整備が進められることとなっている。</p> <p>また、来場者サービス等については、博覧会協会において、昨年8月に、障がい当事者や学識経験者関係団体で構成する「ユニバーサルサービス検討会」を立ち上げ、本市もオブザーバーとして参画し、来場者サービス全般に関する検討を進めてきたところ。</p> <p>検討会での議論を踏まえ、本年8月に「ユニバーサルサービスガイドライン」が公表され、「展示」「催事・演出」「飲食・物販」を含む来場者サービス全般における対応策が示された。博覧会協会からは、引き続き、様々な場面を想定したより具体的な配慮事項等について、当事者のご意見もお聞きしながら検討が進められると聞いている。</p> <p>本市としても、ガイドラインや配慮事項等が確実に実施されるよう博覧会協会に働きかけてまいりたい。</p>	
担当	<p>万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7751</p> <p>万博推進局 総務企画部 企画課 電話：06-6690-7556</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ②
項目	<p>夢洲万博会場へ円滑にアクセスできるよう各事業者と連携し整備を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道による円滑なアクセスを確保するためにターミナル駅の車両の隙間と段差の解消、エレベーターのかごの拡大、バリアフリールート of 複数化、他社線、バスを含む乗換え案内表示の充実など、基本構想の検討とも連携させながらバリアフリー化の一層の推進を図ること。</li> <li>・万博のシャトルバスへの参入事業者により車両のバリアフリー化について一定の義務基準を課す等、車いすで乗車可能な高速道路走行のシャトルバスを確保すること。その上で、バリアフリーシャトルバス車両の確保が充分でない場合、福祉車両等をシャトルバスと同等の料金で利用できるようにするなど代替交通機関の確保を検討すること。</li> <li>・JR桜島駅及びシャトルバス乗降場ならびにその周辺のバリアフリー化を進めること。</li> </ul>
	<p>(回答)</p> <p>博覧会協会が学識経験者、障がい当事者、行政機関等を構成員として設置した交通アクセスユニバーサルデザイン検討会において、すべての人が安全で快適に万博会場まで移動できる環境が整備されるよう、交通アクセスユニバーサルデザインガイドラインを2023年6月に策定した。</p> <p>また、学識経験者・障がい当事者参画のもと、駅の改良等を行う際に配慮すべき事柄などのご意見を伺うためのワークショップも開催しており、このような取組みを通じて、各運輸事業者によるバリアフリー化が促進されていくものと考えている。さらに、大阪市交通バリアフリー基本構想25地区の変更の検討に向け、全地区共通の考え方を示す基本構想骨子を2023年6月に作成したところであり、上記ガイドラインの検討状況等も踏まえ、エレベーターの大型化の検討、バリアフリールート of 複数化の検討、他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路へのわかりやすい案内設備の設置を、関連事業として位置づけており、バリアフリー化を進めていく。</p> <p>駅シャトルバスについては、バス各社による乗合運行を想定されており、今後、運行事業者に対して、博覧会協会とともに車いす利用者の円滑な移動について配慮されるよう伝えて参る。</p> <p>桜島駅のシャトルバス乗降場については、現在、博覧会協会において設計を進められており、その他のシャトルバス乗降場とともにバリアフリー化が進められるよう伝えて参る。</p>
担当	<p>万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7751</p> <p>計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 2. ③
項目	<p>万博を機に、ホテル、観光施設、商店街、飲食店等のバリアフリー化など、大阪のバリアフリーの底上げを図り、障害者が取り残されることなく大阪の街を楽しめることをめざすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者も含めた観光客の受入環境の整備を進めるために、各建築物のバリアフリー化、障害の理解や合理的配慮の啓発を行うこと。</li> <li>・ハートフルWEBの一層の充実を図ること。また、ホテルや飲食店、商店街、各観光施設のWEBページでバリアフリー情報を掲載するよう啓発すること。</li> </ul>
<p>(回答)</p> <p>大阪・関西万博に向けた万博会場外におけるユニバーサルデザインの推進としては、誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・宿泊施設、飲食店の拡大や情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進について府市一体での取組みが進められているところです。</p> <p>本市としましては、多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解して、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす「あいサポート運動」に取り組むなど、障がい理解の促進及び障がい者差別の解消に向けた周知・啓発を継続的に実施するほか、観光情報や災害時の情報発信等、多言語に対応した多機能型を含む観光案内表示板の整備を進めております。</p> <p>また本市として、障がいのある方が利用しやすいよう宿泊施設のバリアフリー情報の掲載が必要であると考えことから、大阪ハートフル Web 事業において、大阪市内の各ホテルのバリアフリー情報を掲載しております。</p> <p>今回のご指摘を踏まえ、引き続き情報提供ホテル数の拡充に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ①
項目	ホーム柵の設置については、利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高い番線での整備を推進できるよう配慮すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がい者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保することを目的として、平成 22 年に鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度を創設し、整備促進に努めてきたところです。</p> <p>また、大阪府、大阪市、堺市や主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和 3 年 4 月に修正し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7867

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ②
項目	<p>都市部では、一部改札の無人化、窓口無人時間が拡大している。とりわけ、駅員呼出しベルやインターホンが使えない障害者にとっては、交通機関の利用の否定にもつながる重大な問題であることを認識し、鉄道各社に対して無人化等の回避およびインターホンの改善等、障害者の負担軽減を行うよう、強く働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、無人駅を安易に拡大させぬよう、大阪府と連携し、「国に対して、鉄道事業者が実施している駅無人化を撤回し有人化するよう指導を行うこと」等について要望を行っており、鉄道事業者に対しても、「これ以上無人駅を増やさないこと」を働きかけています。</p> <p>また、やむを得ず駅を無人化する際には、多機能式インターホンの設置等の環境整備や対応について、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に基づき適切に図られるよう、鉄道事業者に働きかけています。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課 電話：06-6208-7823



番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ③
項目	<p>大阪メトロでのインターホン設置による一部改札の無人化問題について、各障害におけるインターホン対応での支障や不適切な対応を調べ、新たな差別を生まないよう人的配置も含め早急に対応を見直し、合理的配慮の徹底を強く働きかけること。</p> <p>また、2018年度からの大阪メトロならびに大阪シティバスへの民営化に際しては、障害者等へのサービス低下を決して引き起こさないよう、かねてより重ねて要望してきた経過がある。民営化時点での市障がい者支援計画においては以下のように記載されており、今回の問題は本計画に逆行する疑いがあるため、都市交通局、大阪メトロ、障がい福祉課との話合いの場を設けること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>駅改札の係員呼び出しインターホンに関して、大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) に対し、利用される方々のご意見を聴き丁寧な対応を行うよう伝えました。</p> <p>また、平成 30 年 4 月に市営交通は民営化され Osaka Metro が地下鉄事業を担っていますが、市障がい者支援計画に記載された内容については、Osaka Metro における根本的な考えとして現在も変わることなく受け継がれています。</p> <p>大阪市としましては、Osaka Metro が市営交通時代から果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう、引き続き Osaka Metro に働きかけてまいります。</p>
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 3. ③
項目	<p>大阪メトロでのインターホン設置による一部改札の無人化問題について、各障害におけるインターホン対応での支障や不適切な対応を調べ、新たな差別を生まないよう人的配置も含め早急に対応を見直し、合理的配慮の徹底を強く働きかけること。</p> <p>また、2018年度からの大阪メトロならびに大阪シティバスへの民営化に際しては、障害者等へのサービス低下を決して引き起こさないよう、かねてより重ねて要望してきた経過がある。民営化時点での市障がい者支援計画においては以下のように記載されており、今回の問題は本計画に逆行する疑いがあるため、都市交通局、大阪メトロ、障がい福祉課との話し合いの場を設けること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、「障害者基本法」に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などについて、総合的かつ計画的な推進を図るため、「大阪市障がい者支援計画」を策定しており、この計画に基づき、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に向けた取り組みなどを行っています。</p> <p>本市としましては、無人の改札を利用される障がいのある人から寄せられたご相談につきましては、鉄道事業者を確認を行い、必要に応じて、建設的対話のもと合理的配慮の提供が行われるよう鉄道事業者へ働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ①
項目	2階建てコンビニがこれ以上拡大しないように、大阪府の発生防止策や条例改正等の取組について、大阪市としても拡大阻止の立場から意見反映を行い連携して取り組むこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪府福祉のまちづくり条例では、コンビニエンスストアは床面積 200 m<sup>2</sup>以上が対象で、床面積が 500 m<sup>2</sup>以上 2階建ての場合はエレベーターの設置が必要ですが、床面積 500 m<sup>2</sup>未満であれば設置は任意となっております。</p> <p>また、大阪市では大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱を制定し、床面積 100 m<sup>2</sup>以上 200 m<sup>2</sup>未満のコンビニエンスストアについても 2階建ての場合は、事業者はエレベーターの設置に努めなければならないとしております。</p> <p>本市においては、大阪府福祉のまちづくり条例や大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき、事業者に対して理解と協力を求めているところではございますが、だれもが住みよいまちづくりの実現に向け、引き続き大阪府と連携して取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072 計画調整局 開発調整部 開発誘導課 電話：06-6208-9319

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・区民センター、クレオ大阪、<u>インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
	<p>(回答)</p> <p>インテックス大阪については、築30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、大阪市では令和4年度に施設の長寿命化に向けた改修基本計画を作成し、今後トイレの改修も含め必要な改修工事を順次実施していく予定です。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	経済戦略局 立地交流推進部（国際） 電話：06-6615-3741

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、<u>湊町開発センター（OCAT）</u>等の外郭団体での、<u>小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>OCATのテナントへの対応など管理運営については、株式会社湊町開発センターが行っております。</p> <p>本市としては、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正について同社に情報提供を行っているところであり、同社において適宜対応していくこととなります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	計画調整局 開発調整部 開発計画課 電話：06-6208-7824

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、<u>クリスタ長堀</u>、<u>湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>クリスタ長堀のテナントへの対応など管理運営については、クリスタ長堀株式会社が行っております。</p> <p>本市としては、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正について同社に情報提供を行っているところであり、同社において適宜対応していくこととなります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	建設局 道路河川部 調整課 電話：06-6615-6773

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和5年10月時点で、24区に33施設を整備しております。</p> <p>各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	市民局 総務部 施設担当 電話：06-6208-7633

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・区民センター、<u>クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力が発揮できるよう多面的な支援を行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的に、市内5か所に男女共同参画センター（以下、「クレオ大阪」という。）を設置しています。</p> <p>現在、クレオ大阪各館におきましては、トイレに介護ベッドの設置はしておりません。現状のレイアウトでは、トイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、当該エリアにおいて大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後もより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156



番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。</u>また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>北区役所では、トイレ内にベビーベッドを設置する等、多くの方にご利用いただけるよう工夫に努めております。</p> <p>ご要望の、区役所内におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、庁舎内トイレが狭隘のため、新たに設けることは困難であると考えております。</p> <p>今後、トイレの改修等を実施する際に合わせて検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	北区役所 総務課 電話：06-6313-9942

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・<u>区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>北区民センター及び大淀コミュニティセンターの施設規模を踏まえると、新たにトイレへの介護ベッドを設置することは困難ですが、施設のトイレ改修等を実施する際には検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	北区役所 地域課（地域支援） 電話：06-6313-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。</u>また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>ご要望いただきました件について、都島区役所及び都島区民センターにおけるトイレにつきましては、スペースが狭あいである等の観点から設置が困難な状況ではありますが、トイレ改修時期に合わせ、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に沿った誰もが使いやすい施設づくりを進めてまいります。</p> <p>今後とも市民・区民の皆様が快適にご利用いただける区民センターとなるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>都島区役所 総務課（庶務） 電話：06-6882-9625  都島区役所 まちづくり推進課 電話：06-6882-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
	<p>(回答)</p> <p>区役所におけるトイレへの介護ベッドの設置につきまして、福島区役所におきましては1階～6階の多目的トイレに介護ベッドを設置しております。</p> <p>また、福島区民センターにおきましては、現在、老朽化に伴い優先順位をつけまして施設の修繕・改修を行っております。福島区民センターのトイレへ介護ベッドを設置するには多額の費用を要することとなりますので、今後、トイレの改修を行う際には、今回いただきました要望についても検討させていただきます。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>福島区役所 企画総務課（総務） 電話：06-6464-9625</p> <p>福島区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6464-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>此花区役所及び此花区民ホールにおけるトイレへの介護ベッド設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけでなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、各施設におきまして大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後とも、利用者へのサービス向上に取り組むよう努めてまいりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>此花区役所 総務課 電話：06-6466-9625</p> <p>此花区役所 まちづくり推進課（まちづくり推進） 電話：06-6466-9625</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、<u>インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
	<p>(回答)</p> <p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン【便所】において、「高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等すべての人が利用しやすいよう配慮する。」こととされており、当区役所と附設会館（中央区民センター・中央会館）の一部のトイレにも「建築物移動等円滑化基準」にあります「ベビーチェア・ベビーベッド、触知図案内板、車椅子使用者用便房、オストメイト対応便房」などを設置しています。また、「望ましい整備」にあります「出入口・戸、洗浄装置、手すり」なども設置しています。</p> <p>附設会館（中央区民センター・中央会館）における指定管理者に対しましても、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や趣旨を改めて理解するよう指導し、ガイドライン改正内容についても周知を図ってまいります。</p> <p>介護ベッドの設置については、当区役所と附設会館（中央区民センター・中央会館）の多目的を含む全てのトイレの面積及び介護ベッドの寸法を踏まえますと、現状、設置することは困難な状況です。</p> <p>今後も大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ改善できることがあるか検討を行ってまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>中央区役所 総務課（総務） 電話：06-6267-9626</p> <p>中央区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6267-9834</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>西区役所合同庁舎及び西区民センターでは、トイレ内スペースが限られており、介護ベッドを設置するためのスペースの確保が困難な状態となっております。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>西区役所 総務課 電話：06-6532-9938</p> <p>西区役所 地域支援課 電話：06-6532-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区役所の多目的トイレは同ガイドライン改訂に対応できるほど十分な広さを有しておらず、介護ベッドの設置については、折りたたみのできる省スペース型の介護ベッドであっても、直ちに設置することは困難な状況です。</p> <p>一方で、当区役所は築25年の古い施設であり、トイレにおいて配管詰まり等の様々な問題が生じていることから、今後全面改修を検討しているため、その際には当該ガイドラインの趣旨をふまえたものとなるよう善処してまいります。</p> <p>また港区では、港区民センター及び港近隣センターを管理運営しておりますが、各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。なお、令和6年春に港区土地区画整理記念・交流会館へ移転予定の港区民センターにつきましては、介護にもご利用いただける多目的シートの設置を予定しています。</p> <p>また、港近隣センターにおいても、今後大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置について検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>港区役所 総務課（総務・人材育成） 電話：06-6576-9631</p> <p>港区役所 協働まちづくり推進課(市民活動推進) 電話：06-6576-9734</p>



番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区役所及び大正会館におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な状況にあり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となると考えております。今後、各施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>大正区役所 総務課（庶務） 電話：06-4394-9626  大正区役所 地域協働課（地域協働） 電話：06-4394-9743</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>天王寺区役所では、令和5年10月から令和6年9月までトイレの改修工事を実施しており、利用者が一番多く、スペース的にも設置が可能であった1階多目的トイレに収納式多目的シートを設置する予定です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 企画総務課 電話：06-6774-9938

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・<u>区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、各区に区民センター等の区役所附設会館の整備を進めており、令和5年10月時点で、24区に33施設を整備しております。</p> <p>各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけでなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（地域活動の支援） 電話：06-6774-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区庁舎は床面積 9,739.41 m<sup>2</sup>のため、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の建築物移動等円滑化基準に基づく介護ベッドの設置及び当該ベッドを設置している旨の表示が必要となる建築物には該当しませんが、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の不特定多数の者が利用する建築物として、介護ベッドの設置が望ましいとされています。上記を踏まえ、ガイドライン記載の「新築、増築、改築、用途変更」のタイミング等において、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や、ガイドラインの趣旨を鑑み、建物内に大人のおむつ交換が可能なベッドの設置を今後検討してまいります。</p> <p>また、浪速区民センターは床面積 1,892.07 m<sup>2</sup>のため、介護ベッドの設置及び当該ベッドを設置している旨の表示が必要となる建築物には該当しませんが、上記を踏まえ、ガイドライン記載の「新築、増築、改築、用途変更」のタイミング等において、大阪府福祉のまちづくり条例の理念や、ガイドラインの趣旨を鑑み、建物内に大人のおむつ交換が可能なベッドの設置を検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>浪速区役所 総務課（総務） 電話：06-6647-9625 浪速区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6647-9883</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>まず、西淀川区役所では庁舎内の多目的トイレ内に介護ベッドを設置しております。また、多目的トイレは1階に2カ所、2階から5階にそれぞれ1カ所を整備しております。</p> <p>次に、当区では、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とした市民にとって身近な施設として、大阪市立西淀川区民ホール及び大阪市立西淀川区民会館の2施設を整備しております。</p> <p>各施設におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応となります。施設において大規模改修の際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後ともより多くの市民の方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>西淀川区役所 総務課 電話：06-6478-9625</p> <p>西淀川区役所 地域支援課 電話：06-6478-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であつてもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、港町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p><b>【区役所について】</b></p> <p>淀川区役所では、1階から5階の各フロアにあります多目的トイレに、障がいのある方や高齢者・乳幼児連れの方などにおむつ交換・衣服着脱などで利用していただくためのパブリック用折りたたみシートを設置しています。</p> <p>今後とも、様々な方が利用しやすい庁舎となるように工夫してまいります。</p> <p><b>【区民センターについて】</b></p> <p>淀川区民センターの改修工事にあたり、設置を検討します。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625</p> <p>淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインの改正を踏まえ改善していくよう働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>区役所1階の多目的トイレには現在ベンチを設置しておりますが、今後、介護ベッド設置の可否について検討してまいります。なお、出張所や東淀川区民会館を含むその他の多目的トイレにつきましては、スペースが狭隘であり、現状では介護ベッドの設置が困難なため、今後、間取りの変更を伴う改修等を行う際には、ガイドラインを踏まえた改善を検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>東淀川区役所 総務課（総務） 電話：06-4809-9625  東淀川区役所 地域課（地域） 電話：06-4809-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインの改正を踏まえ改善していくよう働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>東成区役所に設置している多目的トイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題等から設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの内容をふまえ、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>また、東成区民センターに設置している多目的トイレについては、介護ベッドの設置がございません。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>東成区役所 総務課 電話：06-6977-9626  東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9014</p>



番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインの改正を踏まえ改善していくよう働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>生野区役所に設置している多目的トイレについては、介護ベッドの設置をはじめ大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの基準を概ね満たす設計となっております。</p> <p>生野区民センターに設置している多目的トイレに介護ベッドの設置はございませんが、今後の改修にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの内容をふまえ、改善を検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>生野区 企画総務課 電話：06-6715-9625</p> <p>生野区 地域まちづくり課 電話：06-6715-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>旭区役所が所管する公共施設のトイレへのベッドの設置につきましては、当該施設の構造等を勘案したうえで、大阪府福祉のまちづくり条例やガイドラインに適合するベッドの設置について検討を進めてまいります。</p> <p>なお、施設の構造等により大規模な設備の改修が必要となる可能性も想定されますが、老朽化による建替えや大規模修繕時にトイレの改修を行う際には、ベッドの設置を含め様々なニーズに対応した整備を行ってまいります。</p> <p>引き続き、高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等のすべての人が快適に利用できる区役所づくりに努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	旭区役所 総務課 電話：06-06-6957-9625

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・<u>区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市区役所附設会館条例に基づく区民センターにおける施設整備につきましては、関係局等と連携しながら全市的な検討を図ることが必要と考えます。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等における<u>トイレへの介護ベッドの設置</u>。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>城東区複合施設（城東区役所・城東区民センター・城東図書館・城東区老人福祉センター：4階建）においては、1階あたり1か所の多目的トイレに、介護ベッドを設置しています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	城東区役所 総務課 電話：06-6930-9096

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。</u>また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>鶴見区役所では、介護等が必要な来庁者が多く見込まれる1階の多目的トイレに介護ベッドを設置しています。また、鶴見区民センターにおきましても、1階の多目的トイレに介護ベッドを設置しています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>鶴見区役所 総務課 電話：06-6915-9117</p> <p>鶴見区役所 市民協働課 電話：06-6915-9166</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区役所におきましては、障がい者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児連れなどバリアフリーを必要とされるすべての方を対象として、多目的トイレを合計4か所に設置しており、その内2か所を今年度、庁舎内のトイレ改修工事でオストメイト対応型便器に改修いたします。</p> <p>ご要望の介護用ベッドの設置につきましては、庁舎のスペース、またトイレのスペース上、設置することが困難であると考えております。</p> <p>阿倍野区民センターにつきましては、様々な方が利用しやすい多目的トイレを5か所設置しておりますが、ウォシュレット機能やオストメイト設備の設置要望等もいただいております。介護用ベッドを含め、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についてもあわせて検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>阿倍野区役所 総務課（総務） 電話：06-6622-9625</p> <p>阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9787</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。</u>また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>住之江区役所では、1階の多目的トイレにおきまして、子どものおむつ替えだけでなく、高齢者、障がい者等を含むより多くの方が共用でき、多目的に利用できる大型ベッドを設置しております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	住之江区役所 総務課 電話：06-6682-9903

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。</u>また、クリスタ長堀、湊町開発センター(OCAT)等の外郭団体での、小規模店舗(飲食店、小売店等)のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>住吉区役所及び住吉区民センターにおいては、各階の多目的トイレ内に「多目的ユニバーサルシート(ベッド)」を設置しています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	住吉区役所 総務課 電話：06-6694-9903



番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区役所が所管する区役所庁舎・区役所附設会館について、トイレへの介護ベッドの設置などスペースの問題から困難な場合もありますが、改修の際には、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを踏まえた改善を検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626  東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在、平野区役所内におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難な場合があり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となる可能性があります。今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても合わせて検討してまいります。</p> <p>今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625</p> <p>平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734</p>

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、<u>区役所・区民センター、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。</u>また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>西成区役所庁舎におけるトイレへの介護ベッドの設置につきましては、現状のレイアウトではトイレ内のスペースの問題上設置することが困難であり、新たに設置する場合は、トイレだけではなく周辺部分も含み、現状のレイアウトを大幅に変更したうえでの対応が必要となります。</p> <p>今後、施設において大規模改修が必要となった際には、介護ベッドの設置についても併せて検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ②
項目	<p>大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改正を踏まえ、大阪市の市有施設及び外郭団体に対して、ガイドラインの改正の内容を周知し、既存建築物であってもガイドラインを踏まえ改善していくように働きかけること。特に、区役所・<u>区民センター</u>、クレオ大阪、インテックス大阪等におけるトイレへの介護ベッドの設置。また、クリスタ長堀、湊町開発センター（OCAT）等の外郭団体での、小規模店舗（飲食店、小売店等）のバリアフリーについてテナントに対する啓発。</p>
<p>(回答)</p> <p>西成区民センターには1階に2ヵ所、2階に1ヵ所の多目的トイレがあります。1階の多目的トイレには乳幼児用のおむつ交換台を、2階の多目的トイレには介護用ベッドを設置しています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	【交通・まちづくりに関する要求項目】 4. ③
項目	<p>差別解消法の合理的配慮が民間事業者において義務づけられることを踏まえ、小規模店舗（小売 店、飲食店、診療所等）が道路境界や出入口との段差解消のための簡易スロープ設置を行うにあたっての助成制度の創設を検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>「道路境界や出入口との段差」に関しましては、「大阪府福祉のまちづくり条例」におきまして、診療所については床面積を問わず、物品販売業を営む店舗・飲食店については床面積 200㎡以上は、移動等円滑化経路に段を設けないことと規定されております。</p> <p>また、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」におきましては、小売店や飲食店といった多数の者が利用する建築物については、床面積を問わず、事業者は移動等円滑化経路に段を設けないよう努めなければならないとされています。</p> <p>令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法律上義務化されることから、より一層の周知・啓発に取り組む必要があると認識しています。</p> <p>簡易スロープの設置助成につきましては、環境整備の状況や、多様かつ個別性の高い合理的配慮の提供に係る対応状況などから、様々な検討と対策を講じたうえで、補助の必要性・妥当性・有効性等を見極めながら制度設計を行う必要があると考えております。</p> <p>引き続き、誰もが住みよいまちづくりの実現に向け、関係部局と連携しつつ環境の整備を図るとともに、法改正を踏まえた周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071、8075

番号	【教育・保育に関する要求項目】 1.																							
項目	<p>障害児が就学前の段階で集団生活を送ることは就学先の判断にも大きく影響することを踏まえ、個々特有の状態も「当該児童・世帯の状況」と併せて把握し、保育を受ける必要性があることを認め、障害児が保育所を拒否されることなく利用できるようにすること。</p> <p>「医療的ケア児対応看護師体制強化事業」の実績を示すとともに、今後一層体制整備を進めつつ、医療的ケア等を理由に保育所利用を拒否したり、保護者の定常的な付き添いを求めることがないよう保育所を指導し、差別の未然防止に向けて障害者差別解消担当と連携して啓発を進めること。</p>																							
<p>(回答)</p> <p>本市では「地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として安全安心な集団保育の実施にあたり、当該児童や世帯の状況を把握し、障がい児保育を行っています。この考え方に基づき、保育所において仲間と共に育ち合い、安心して楽しく生活を送る中で、成長、発達を保障すると共に、大阪市の障がい児保育を推進することをめざしています。</p> <p>「大阪市特別支援保育物品購入助成金」により医療的ケア児を含めた障がい児の受入れに必要な教材・環境備品の購入にかかる経費を助成し、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により障がい児（医療的ケア児を含む）を担当する保育士等や看護師の人件費にかかる経費を助成することで、受入れのための環境整備を行っています。このような施策により、保育所等での障がい児の受入れは年々進んでいますが、未だ受入れのない施設があることも事実であり、課題であると認識しております。全国的に保育士の確保が困難な状況に加え、特別支援保育のノウハウがないなど、スキル面での課題もあり、発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」の発信や、民間保育所の保育士等を公立保育所に迎え入れ、実践研修を行う「特別支援保育実践交流研修事業」などにより、特別支援保育のノウハウを伝えるとともに、民間保育施設の相談に応じるための特別支援保育巡回指導講師を増員し、ソフト面からの支援も継続して行っているところです。引き続き、障がい児の受入れ促進に取り組んでまいります。また、差別の未然防止に向けた取り組みとして、保育所等に勤務する職員に対して障がいへの理解を深めていただくために福祉局障がい福祉課と連携して啓発に取り組んでいます。</p> <p><b>【参考】 医療的ケア児受入れ児童数</b></p> <table border="1" data-bbox="188 1682 1185 1883"> <thead> <tr> <th>医療的ケア児</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>3人</td> <td>7人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>5人</td> <td>14人</td> <td>21人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8人</td> <td>21人</td> <td>26人</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>					医療的ケア児	R 2	R 3	R 4	R 5	公立	3人	7人	8人	8人	民間	5人	14人	21人	22人	合計	8人	21人	26人	30人
医療的ケア児	R 2	R 3	R 4	R 5																				
公立	3人	7人	8人	8人																				
民間	5人	14人	21人	22人																				
合計	8人	21人	26人	30人																				
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8037																							

番号	【教育・保育に関する要求項目】 2.
項目	<p><u>公立・私立の全幼稚園等において「入園の抽選・選考を行う場合、障害があるという理由で他の者と違う条件を付けない」「定常的な保護者の付き添いを求めない」ことを明確に示し、そのような対応があった場合、強く指導し是正すること。また私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度が設けられているが、障害児を拒否する園等も多くあることから、早急に全ての私立幼稚園を指定園にすること。また昨年、差別解消担当と連携し、障害児に対する理解を深め差別につながる事象を未然に防ぐための啓発媒体を作成したが、その配布状況・効果等について明らかにすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>幼稚園においては、園児数の定員があり、また、入園にあたっては抽選や選考を実施するため、現実的には希望する園においてすべての障がいのある幼児を受け入れられないケースがあります。</p> <p>本市では、幼児期の特別支援教育の充実を図るため、平成 26 年度より、特別に支援の必要な幼児の私立幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）における受入れ促進のための補助制度の創設や、要支援児の受入れのセーフティーネット的な役割を担う私立幼稚園等を指定園として指定し、他の私立幼稚園等より充実した支援を行うことで、要支援児の就園機会の保障と特別支援教育の充実を図っています。</p> <p>「大阪市要支援児受入促進指定園」（以下、「指定園」）は、大阪市内に所在する私立幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）のうち、要支援児の受入れに、より積極的に取り組む園で、大阪市と協定を締結後、大阪市のホームページや園のホームページで指定園であることを公表し、入園の意思表示があった場合は、原則受入れを行います（ただし、指定園であっても定員に空きがない場合等、受入れができない場合があります）。</p> <p>指定園として協定を締結した幼稚園等は、令和 4 年 10 月現在の 70 園から 3 園増加し、令和 5 年 10 月現在で 73 園となりました。障がいのある幼児等、特別に支援が必要な幼児の私立幼稚園等での受け入れを促進するため、現在も協定を締結いただけていない私立幼稚園等には制度周知を図り、今後も指定園の拡大に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画） 電話：06-6208-8165

番号	【教育・保育に関する要求項目】 2.
項目	<p><u>公立・私立の全幼稚園等において「入園の抽選・選考を行う場合、障害があるという理由で他の者と違う条件を付けない」「定常的な保護者の付き添いを求めない」ことを明確に示し、そのような対応があった場合、強く指導し是正すること。また私立対象の「要支援児受入促進指定園」制度が設けられているが、障害児を拒否する園等も多くあることから、早急に全ての私立幼稚園を指定園にすること。また昨年、差別解消担当と連携し、障害児に対する理解を深め差別につながる事象を未然に防ぐための啓発媒体を作成したが、その配布状況・効果等について明らかにすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市立幼稚園におきましては、大阪市における「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育に基づき、幼児の実情に応じた指導や支援の充実に向けて取り組んでおります。</p> <p>教育委員会といたしましては、障がいのある幼児の入園について、どのように園生活を送ることを期待されているか等、まず保護者の思いを受け止め、家庭と連携しながら適切な支援の構築に努めること、園の状況、支援体制等について丁寧に説明を行い、障がいがあるという理由で入園の条件を付けず、誠実に対応することを継続的に指示しております。今後も、保護者の思いに寄り添い、幼児の実情に応じた支援に努めてまいります。</p> <p>なお、市立幼稚園全園に対し、障がい者差別の解消に向けた啓発資料の配付を行い、入園に関する対応について、教職員への内容周知を行っております。今後も、関係各担当と連携しながら、障がいのある子どもに対する理解や差別につながる事象の未然防止のため、継続的に啓発を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-8173



番号	【教育・保育に関する要求項目】 3.
項目	<p>昨年4月の文科省通知には、支援学級籍の場合は半分以上の時間を支援学級で学ぶよう書かれている。大阪市教委として、新たに就学する児童も含め「障害のある児童生徒・保護者が、全時間通常の学級で学ぶことを希望する場合はそれを認め、特別支援学級で授業を受ける時間数を決めたり、通級指導教室の利用を決めたりしない」ことを、明確に示すこと。</p> <p>また大阪市内に住むすべての障害児を、今まで通り地域の小中学校で受けとめるため、支援学級設置による教員配置だけに頼ることなく、市独自の教員配置を行うことや、「特別支援教育サポーター」を大幅拡充するなど、マンパワー拡充の具体的な方策を検討すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>文部科学省の令和4年4月27日付け「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」では、学びの場の判断や交流及び共同学習の時数、自立活動の時数、通級による指導における国の考え方が示されました。</p> <p>本市では、これまでより、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。</p> <p>各校において、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた特別の教育課程につきましても、個々の児童生徒の障がい状況に応じて必要な教育課程は異なり、それぞれの児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き努めてまいります。</p> <p>また、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き「特別支援教育サポーター」の適切な配置に努めてまいります。</p> <p>教員の配置については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	【教育・保育に関する要求項目】 4.
項目	<p>障害のある児童生徒の将来的な地域での自立生活の実現を見すえ、教育と福祉が連携して教育支援計画を作成し本人支援を行うこと。コロナ禍の中、ICT利用での自宅での学びなどが検討されてきたが、決して障害のある児童生徒が他の子と比べて「不利益」を被ることがないようにすること。具体的には「自宅でのオンライン授業」等の場合、希望する児童生徒には登校を認め学校の責任で支援員等を配置するとともに、自宅でのヘルパー利用を認めるなど、学校と福祉の共同・連携を図る仕組みを検討すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より障がいのある子どもと障がいのない子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を基本とし、各校が障がいのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、保護者及び関係機関との連携を図りながら個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び支援のあり方の工夫ができるよう取り組んでおります。障がいのある児童生徒が十分ICTを活用できるよう、学びやすい方法やコンテンツ等の研究等を進め、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び支援のあり方の工夫に、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>あわせて、学校休業等の危機管理対応の必要性が生じた場合には、オンライン学習とプリント学習等を組み合わせた学びの保障に取り組んでいるところですが、個に応じた学びの保障についても引き続き研究し取り組んでまいりたいと考えています。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009  教育委員会事務局 総務部 教育政策課（ICT推進） 電話：06-6208-9037</p>

番号	【教育・保育に関する要求項目】 4.
項目	<p>障害のある児童生徒の将来的な地域での自立生活の実現を見すえ、教育と福祉が連携して教育支援計画を作成し本人支援を行うこと。コロナ禍の中、ICT利用での自宅での学びなどが検討されてきたが、決して障害のある児童生徒が他の子と比べて「不利益」を被ることがないようにすること。<u>具体的には「自宅でのオンライン授業」等の場合、希望する児童生徒には登校を認め学校の責任で支援員等を配置するとともに、自宅でのヘルパー利用を認めるなど、学校と福祉の共同・連携を図る仕組みを検討すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>「自宅でのオンライン授業」を行う場合の「自宅でのヘルパー利用」については、現行の障がい福祉サービスの枠組みで対応することは困難ですが、今後も、障がいのある児童・生徒への支援方策について、福祉政策のみならず、関係部局が連携し検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【教育・保育に関する要求項目】 5.
項目	<p>障害のある児童生徒の小中学校への「通学支援」について、この間大阪府の補助制度があるにもかかわらず、新しい通学制度の検討すらなされない理由を明らかにするとともに、来年度から必ず、「ガイドヘルパー等人的支援を活用した通学支援制度」を創設し、家族の送迎が難しいケースが幅広く利用できるようにすること。なお、新たな制度が開始されるまでは、引き続き障害福祉で移動支援の緊急避難的利用を継続し、状況に応じて利用期間を延長するとともに時間数も拡充すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がいのある児童生徒の通学支援につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいがあり、車イス利用、歩行困難等で自力通学ができない児童生徒に対して、通学タクシー事業を平成 16 年度から実施しております。また、令和 4 年度より校外活動において、肢体不自由等の児童生徒が校外活動に安全かつ安心して参加するため、リフト付きバスを借り上げた学校等に対する差額支援を実施しております。他都市では、教育ではなく福祉サービスとしてガイドヘルパー等人的支援の活用を実施している状況であり、現行の制度や、他都市の状況を引き続き注視しながら、関係課と連携し、障がいのある児童生徒への学びの充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 5.
項目	<p>障害のある児童生徒の小中学校への「通学支援」について、この間大阪府の補助制度があるにもかかわらず、新しい通学制度の検討すらなされない理由を明らかにするとともに、来年度から必ず、「ガイドヘルパー等人的支援を活用した通学支援制度」を創設し、家族の送迎が難しいケースが幅広く利用できるようにすること。なお、新たな制度が開始されるまでは、引き続き障害福祉で移動支援の緊急避難的利用を継続し、状況に応じて利用期間を延長するとともに時間数も拡充すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>移動支援事業に関しては、通学にかかる送迎での利用は「通年かつ長期にわたる外出」であるため基本的にサービスの対象としておりませんが、介護者等の冠婚葬祭や入院等により通学が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としており、通学の継続を支援できるように努めています。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【教育・保育に関する要求項目】 6
項目	<p>障害のある児童生徒が、「みんなと一緒に、修学旅行・遠足に行く／同じ教室で授業を受ける／運動会参加する」など共に生き・学び・育つための工夫や調整（合理的配慮）の具体的な好事例を集約すること。その集約事例を全学校に周知するとともに、地域の学校で「配慮を受けながら一緒に学ぶこと」をイメージできるよう、ホームページに掲載し一般市民もアクセス可能とすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、従前より障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。</p> <p>障がいのある児童生徒が、日々の学校生活や授業、通常学級における交流及び共同学習、行事等、豊かな教育活動が行えるよう、各校が本人・保護者の願いをふまえて様々な工夫や合理的配慮の提供を行っております。</p> <p>教育委員会としましては、学校訪問や巡回指導、実践交流型の研修等を通して、合理的配慮や取組の状況を把握し、好事例については、研修、巡回指導、並びに各種コンテンツの作成及び配信等を通して各校に周知しています。また、作成したリーフレット等につきましては、市民の方々に閲覧いただけるようホームページに掲載しています。</p> <p>今後も、より多くの好事例を具体的に把握、集約し、各校の取り組みに活かせるよう研修やホームページ等を通じて広く周知に努め、地域の学校で必要な合理的配慮を受けながら障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことについて理解を広め、インクルーシブ教育の充実と推進に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	【教育・保育に関する要求項目】 7.
項目	<p>学校のバリアフリー化については、インクルーシブ教育の推進と、避難所として誰もが利用できる設備整備を進める必要がある。水害等の災害時利用も想定される中、3階以上のバリアフリートイレの整備・校内複数整備を進めること。また児童生徒が通常使う全ての教育設備にアクセスできるよう、1基目のエレベーター設置と並行して2基目の設置計画を策定、実施していくこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」の趣旨を踏まえ、良好な教育環境を確保する観点から、学校のバリアフリー化を推進してきたところです。</p> <p>エレベーターの整備状況につきましては、令和3年度末時点で、小中学校で約97%設置完了しており、3階以上への垂直避難が可能な整備状況になっております。また、バリアフリートイレ（車いすトイレ）の整備状況につきましても、小中学校、義務教育学校の全校で整備完了しております。3階以上においても大規模改修によるトイレリニューアル時に整備を進めております。</p> <p>今後も、改正されたバリアフリー法に基づき、校舎新築、改築の際に段差の解消を行うとともに、既存建物との接続についても検証するなど、引き続き学校のバリアフリー化の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9081

番号	【教育・保育に関する要求項目】 8.
項目	<p>医療的ケアが必要な児童生徒について、引き継ぎ期間等を除き保護者の付き添いが完全に不要となるよう支援体制を構築すること。また学びの場は本人・保護者の希望を最大限尊重し、支援学級で学ぶ時間数等に影響しないよう徹底すること。看護師配置の充実に向け予算を増額するとともに、教員による医療的ケアの実施を今後も継続・充実させるため、引き続き研修・啓発等を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、従前より障がいの有無にかかわらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、医療的ケアが必要な児童生徒が安心・安全に地域の学校で学べるよう、看護師の配置事業に取り組んでおります。</p> <p>児童生徒一人ひとりへの適切な医療的ケアの実施に向け、保護者からの聴き取りや主治医面談等を通して、学校における医療的ケアの内容について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等、地域の学校で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に取り組んでおります。</p> <p>看護師の配置につきましては、引き続き、看護師の確保に努め、学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心安全な学校生活を送れますよう適切な配置に努めてまいります。</p> <p>教育委員会としましては、医療的ケアの必要な児童生徒の把握を、学校長を通じて行うとともに、引き続き、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校に研修を実施し、教員の知識と技術の向上及び保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009



番号	【教育・保育に関する要求項目】 9.
項目	<p>障害児相談支援事業において障害児の生活支援・虐待等の相談ケースや要保護児童対策地域協議会（要対協）での連携も増えているが、部局間の縦割りの弊害で、学校側での対応拒否や相談支援との連携拒否などうまく連携できないケースも出ている。学校、児童福祉、障害福祉、相談支援が円滑に連携できる明確な仕組みを作り、学校側がしっかり連携するよう周知徹底すること。また 18 歳以降も必要な場合は児童福祉の関わりを一定期間継続することや、ヤングケアラーの支援でも各部局・各機関がスムーズに連携して対応するよう各部局で徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p><b>【教育委員会】</b></p> <p>教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、4月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。</p> <p>引き続き、関係部局間での連携を徹底してまいります。</p> <p><b>【こども青少年局】</b></p> <p>障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、こども家庭庁、文部科学省ならびに厚生労働省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、ヤングケアラーへの支援を含め様々な場面で各担当部局が連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。</p> <p>障がい児を取り巻く環境や抱える課題は、その障がい特性や生活環境、成長発達等によって複合しうるものであり、必要とする支援も多岐にわたることから、障がい福祉担当部局、教育担当部局、児童福祉担当部局、および関係する支援機関等が適切に連携することが重要であると考えております。</p> <p>教育委員会としましては、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、4月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で説明し、学校が適切に連携して取り組むよう周知を図っているところです。</p> <p>障がい児への支援にあたっては、各担当部局間での縦割りとならないよう、また 18 歳以降の支援についても必要に応じ引き続き関係部局間での連携を徹底してまいります。</p> <p><b>【福祉局】</b></p> <p>障がい児に対する支援に係る教育と福祉の連携については、こども家庭庁、文部科学省ならびに厚生労働省からも、学校と障がい児支援事業所等の緊密な連携の強化について示されているところであり、本市におきましても、ヤングケアラーへの支援を含め様々な場面で各担当部局が連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。</p> <p>障がい児を取り巻く環境や抱える課題は、その障がい特性や生活環境、成長発達等によって複合しうるものであり、必要とする支援も多岐にわたることから、障がい福祉担当部局、教育</p>	

担当部局、児童福祉担当部局、および関係する支援機関等が適切に連携することが重要であると考えております。

教育委員会としましては、学校が適切に連携して取り組むよう、相談支援に関する福祉等との連携につきまして、4月の管理職向け説明会や市立全校園の特別支援教育コーディネーター必修研修等で、周知を図っているところです。

障がい児への支援にあたっては、各担当部局間での縦割りとならないよう、また18歳以降の支援についても必要に応じ引き続き関係部局間での連携を徹底してまいります。

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 こども青少年局 子育て支援部 管理課（児童支援対策） 電話：06-6208-8867 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009
----	--